

令和7年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年12月9日（第5日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	溝上 広行	9番	定松 弘介
2番	南里 隆司	10番	前田 弘次郎
3番	田島 隆一	11番	吉岡 英允
4番	吉岡 正博	12番	草場 祥則
5番	岸川 信義	13番	片渕 栄二郎
6番	友田 香将雄	14番	西山 清則
7番	重富 邦夫	15番	溝上 良夫
8番	中村 秀子	16番	内野 さよ子

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島 健一	副 町 長	百武 和義
教 育 長	下平 博明	総 務 課 長	谷崎 孝則
企画財政課長	大串 恭隆	総合戦略課長	山口 裕一
税 務 課 長	出雲 誠	住 民 課 長	永尾 宗紹
保健福祉課課長補佐	吉村 克子	長寿社会課長	小野 勉
生活環境課長	川崎 美津夫	農業振興課長	吉村 浩
商工観光課課長補佐	永石 健一	農村整備課長	吉村 大樹
建 設 課 長	鶴田 浩紀	会 計 管 理 者	久原 美穂
学校教育課長	久原 正好	主任指導主事	鶴田 智樹
新しい学校づくり課長	永石 敏	生涯学習課長	矢川 靖章
農業委員会事務局長	石田 善人		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原 賢一
課 長 補 佐	片渕 英昭
議 事 係 書 記	草場 雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

12番	草場 祥則	13番	片渕 栄二郎
-----	-------	-----	--------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 友田香将雄議員

1. 町内経済活性化について
2. 財産管理の在り方について

2. 重富邦夫議員

1. 都市計画区域の見直しに伴うまちづくりへの影響について

3. 西山清則議員

1. 観光資源の有効活用について
2. 野菜の残渣処理施設について

4. 南里隆司議員

1. 自衛隊輸送機オスプレイ飛行の本町への影響について
2. 水道料金の値上げについて
3. 町内小中学校に勤務する教員、職員の働き方について
4. 補聴器購入への補助について

9時30分 開議

○内野さよ子議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、草場祥則議員、片
渕栄二郎議員の両名を指名します。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

議員番号6番、友田香将雄でございます。

通告に従い、質問を行います。

まず初めに、大項目、町内経済活性化について質問いたします。

白石町中小企業・小規模事業振興条例が9月18日より施行されました。9月議会のときに、この条例は現在行っている振興策について町の方針や法的根拠を改めて明確に示すための条例であるということに理解しております。

その中で、議論が行われていたのが第5条第2項の部分だったかと記憶しております。その内容として、町は町が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模事業者の受注の機会の増大に努めるものとするといった内容のところとあります。この部分は、町内経済の活性化といった視点からしても大変重要なポイントであるかと考えておりますが、既に取り組みされている内容や現在の状況について答弁をお願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

白石町中小企業・小規模企業振興条例につきましては、9月に施行されたばかりでございます。先ほど議員申されたように、第5条第2項において、町は町が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模事業者の受注の機会の増大に努めるものとするというような規定になっておるところでございます。

現在の取り組み状況といたしましては、地方自治法施行令の改正を受け、本年6月1日より白石町財務規則の改正を行い、随意契約ができる予定価格の額を見直し、随意契約となることが可能とされている基準額を引き上げることにより、町内事業者の受注機会が増えていくようにいたしておるところでございます。また、発注する工事や業務委託等の予定価格の基準以上の場合、指名委員会におきまして指名入札に参加する業者の選定を審査することとなっておりますが、1つ目は地域性に配慮する場合、2つ目は対応等級の有資格者を選定する場合、3つ目に安定的な施工に配慮する場合において町内事業者を第一基準として選定することといたしており、審査におきましても指名審査委員が意識して町内の対応等級業者の有資格者を確認をいたしまして、入札参加者として指名することといたしております。

以上です。

○友田香将雄議員

担当課の皆様であったり、実際そこにはいないという方たちに関しては、様々な形で町内事業者に重きを置いていただいているという答弁をいただきました。

では、その取り組みをされている中で、今後より一層そこを推進されていくためにはどのような課題があるのか、町の考えについてお答えをお願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

課題といたしましては、町が発注する公共工事や業務委託等の対応等級や資格を有する町内企業者の少なさであると考えているところでございます。

公共工事や業務委託等の指名者数におきまして、入札の公正を期するために一定数以上としております。政令指定都市など大きな自治体であれば、その自治体内で対応等級業者や有資格者を満たすことができますが、白石町内のみであれば対応等級業者は限られているところでございます。このため、やむを得ず入札におきまして、町外事業者を入れて指名する状況となっておりますところでございます。

今後、もし町内に様々な業種の支店や営業所等が進出をしていただきまして、町内業者が増えるような状況になれば、この問題も解決していくのではないかとと思われるところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほどの答弁の最後のところにありました内容が特に重要なポイントじゃないかなというふうに思っております。工事自体は町としても発注はしてはおりますが、様々なその条件のところマッチしないというところでなかなか町内で請け負うことが難しいというところと、あとは先ほどもありましたように、いろんな形で企業の町内への誘致が進んでくればそういった形で幅が広がってくるんじゃないかなという話でございました。すごく重要なポイントじゃないかなというふうに思っております。

それでは、その町内事業者の増加を目指していくという観点から、今現在でも取り組まれております企業誘致も行われておりますが、本町としても企業立地条例の制定を行い、積極的な誘致活動を現在も行っているということ把握しております。その中で企業誘致の課題をどのように捉えられているのか、答弁をお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

企業誘致の課題ということでございますけども、本町の企業誘致に関しましては、現状人口減少ですとか土地利用の制限、産業構造の偏りですとか、そういった複合的な課題が存在してございまして、町としてはこれらの課題を克服して持続可能な地域経済の発展を目指す必要があると思っております。

課題点でございますけども、特に大規模な企業の誘致の観点と申しますと、まず地盤の脆弱性が挙げられます。当然、企業側が初期投資に多額の費用を要するということが課題点、それとインフラ整備の問題というのが2つ目に挙がってまいります。用地、交通インフラ整備、それとか工業用水などには課題があると認識しております。また、用地確保につきましては、大規模な団地形成ということになりますと、企業を誘致できるかどうか確証のない状態で町のほうはリスクを抱えて大規模な財政投資を行わなければならないということになりますので、この辺りは課題点かなと思っております。このあたりの現実性を見誤るということになりますと、町のほうに不利益をもたらすのではないかとという危惧をしておるところでございます。

それと、もう一つがこれは本町に限った話ではないんですけれども、生産年齢人口の問題がございまして、このあたりでの労働力の確保の困難という懸念点、また本町におきましては土地利用制限の課題もございまして、町内全域が農業振興地域でございまして、土地利用に制限がある、農地利用が固定化しておりますので、工業用地や商業用地の確保が難しいという特徴がございまして。

こういったことを企業側から見ますと企業立地という立場になるんですけども、そういう場所の選択肢が狭まるという問題点がございまして。このようなことが主な問題点ではないかと認識しているところで、本町が抱える課題としても少なからずというところだと思っております。

以上でございまして。

○友田香将雄議員

先ほどありましたように、大規模な企業の誘致となってくると様々な課題があるというところの話がありました。どうしても企業誘致となってくると、大企業が大規模に本町に進出する、そのようなイメージを持っている方も多いんじゃないかなというふうな気がしております。先ほどもありましたように、本町は農村地域ということもありまして、様々な制限があるということを考えていくと、正直な形でいうと、大規模な企業の誘致ということの観点からするとそんなに有利ではないというのは正直なところじゃないかなというふうに思っております。

スモールビジネスの誘致、私としてはこのあたりの方針も考えていくべきじゃないかなというふうに思っております。様々な業種が町内に参入することによる化学変化が期待されるのではないかなというふうに考えておりますが、スモールビジネスの誘致、このあたりの観点についても少し答弁をいただけたらと思います。

○山口裕一総合戦略課長

御指摘いただいておりますように、大規模企業の誘致というのは非常に大規模な団地形成ですとか大規模な周辺インフラの整備、先ほど申しましたような部分ですけれども、それと内部体制の整備など、多くの条件整備というのを要します。また、大規模な財政投資をリスクを抱えて行わなければならないということを考えると、現状では当然ハードルが高い面もございまして、ここを現実路線にかじを切る、あるいは大規模な工場系だけではなくスモールビジネスのほうに目を向ける、多方面への展開を行っていくということが非常に有効であると認識しております。

支店規模であるとかスモールビジネス、これは比較的少ない初期投資で企業側から見ると立地可能でございまして、なおかつ地域に密接に関わりまして地域資源を活用した事業展開等もしやすいという利点があるかと思っております。そういったことから、地域住民の雇用創出ですとか地元企業との連携あるいは協業による企業活動の展開などが期待できますので、町の経済循環を強化し、地域経済を活性化させる役割というのでも期待できると思っております。

方針ということでございまして、本町でも実際に大規模の企業誘致だけに依存しませんで、スモールビジネスの誘致を現実的な選択肢として位置づけて動いてお

ります。先ほどスチームシップのお話も出ましたけども、スチームシップの誘致の実績から見てもこういうことが言えると思います。地域の産業ですとか地域の資源、そういったものを基盤とした小規模事業には特に積極的に誘致を働きかけまして、現行の制度の中でも一定の要件を満たして、そして公共性あるいは地域貢献度が高ければということになりますけども、そういったところでの支援を行うこともできますので、このあたりは企業さん側にもインセンティブを示しながら、地域経済との好循環、多様化というものを図ってまいりたいと思ってるところでございます。

○友田香将雄議員

先ほどスチームシップさんの話もありました。白石ポルトという名前が進出をいただいております。要は、支店機能という形ではあるんですけども、支店が本町に来ていただくことによって、法人住民税の均等割がまず税金として期待されるというところもありますし、スタッフの方の数によってそこでプラス納税がまた期待されるということもあります。そういった観点からすると、大規模な、例えば本社機能であったりということのこともよく企業誘致の中で語られることも多いかとは思いますが、それ以上にまずはスモールビジネスということで考えていくと、本当に変な話1人とか3人とか、そのあたりの規模でもいいので、その支店機能というところをどんどんこちらのほうに誘致していく、そういった形の活動も同じようになり重要なポイントではないかなというふうに思っております。

冒頭のところにもありましたように、なかなか町内で請け負っていただける業種によっては、町内のほうに数が少なくて町外のほうに受注に出す必要があるものとかもあります。そういったことを考えると、様々な業種のスモール、要はサテライト機能を町内のほうに誘致してもらうことによって、例えば中小企業の中でも連携して協業で行ったりとか、業務提携を行って取り組んでいくということも十分考えるわけでありまして。本町の経済振興という観点からしてもこのスモールビジネスという観点を取り持ってこれからやってきたいなというふうに思いますし、例えば現在指名競争の中で関わっていただいているところであったり、随意契約のほうで本町に関わっていただいている町外企業のほうに町内の支店の誘致というところを積極的に呼びかけるなど、すぐにできることもあるかなというふうに思っております。もちろん、これは各企業さんの戦略的なものでもありますので、すぐに支店をこちらのほうに誘致していただけるものであるというわけではないとは思いますが、そういった小さな積み重ねから始めていくこともひとつ視野としてはあるんじゃないかなというふうに思っております。

改めてですけども、こういう町内にサテライトを増やしていくという方針については、今後しっかりと進めていただきたいというふうに思っておりますが、改めての答弁を最後お願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

サテライトオフィスの考え方ですけども、例えばスモールビジネスの集積、これはサテライトオフィスも含めますけども、そういったことによって小さな小規模な企業

さんを寄せることによって、小規模な産業クラスターを形成して持続可能な地域経済を構築するというのは有効と思われるので、今後も引き続きスモールビジネス、あるいは議員おっしゃいますところのサテライトオフィス、このあたりも視野に入れた企業誘致を進めてまいりたいなと思っております。特に、サテライトオフィスにつきましては、既存の公共施設の利用というのも考えられますので、公共施設の再編を考える本町でも一考に値するのではないかなと思っております。

しかしながら、こちらにつきましても公共施設はクラスターの的に集まればよいが、実際は多額のランニングコストの問題とか、そういったクリアしなくてはいけないような問題も多々あるという認識ではございますので、そのあたりを企業さんのほうとの話の中で詰めて、どこまでクリアにできるかというところがまた我々としての課題点でもあるのかなと思います。

以上でございます。

○友田香将雄議員

このスモールビジネスという考え方、またそもそもの大きい希望でもあります大きな企業さんが来ていただけたらありがたいなという話、こちらは両方とも行えることではあるかと思えますし、ただそこで一つ重要になってくるのは、無秩序な開発ということに関しては避けるべきであるということと考えていくと、これから議論が進んでいくかと思えますけども、都市計画であったり、そのあたりについての、要は町内のどういうゾーンでまた区切っていくのかということの見直しであったりということもつながってくるかとは思っていますので、ぜひ本町の大事な自然環境と農業の環境ということと、あとは商工業の発展、こちらを両輪で進めていくために引き続きよろしく願いいたします。

また、今現在のブームといったら語弊があるかも分からないんですけども、今後の中小企業の流れとしましては事業の多角化というところは絶対に外せないということで、特に地方のほうに関してはより進んでいるところがあります。またはM&Aであったり業務提携、こちらのほうも本当に零細企業の中でもどんどん取り組まれていて、今までは1つの自治体に1つの事業というふうにされてる企業さんが多かったんですけども、それも結構複数の自治体に、要は関連しながらビジネスを行われているところも増えてきてるんじゃないかなというふうに思っております。そういった観点からしても、このサテライト機能をどう誘致していくかというところの観点も、こちらも併せてぜひ引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

財産管理の在り方について質問いたします。

本町は、老朽化が進み、財政的負担が増大していくことを見据え、保有する施設の全体像や人口、財政の将来の見込みを考慮し、将来のまちづくりの観点を盛り込んだ白石町公共施設等総合管理計画を策定しております。その中で、町内住宅の適正管理や今後の計画についても大変重要であるというふうに考えておりますが、現在の稼働率とその在り方について答弁をお願いいたします。

○鶴田浩紀建設課長

町営住宅の稼働率、入居率につきまして、過去3年分の推移と今年度現在の状況を表にまとめておりますので、まずその説明をさせていただきます。

年度ごとの4月1日現在におきまして、管理戸数に対する入居世帯数から算出した入居率は、令和4年度79.9%、それから令和5年度79.4%、令和6年度77.4%となっております。また、令和7年10月末現在での管理戸数は188戸となっており、それに対しまして入居世帯は129世帯、入居率は67.6%という状況でございます。政策空き家や募集をしていない取壊し予定の住宅を除きますと、管理戸数は105戸、入居世帯は90戸となり、入居率は85.7%となっております。

次に、町営住宅の今後の在り方につきましては、近年町営住宅への入居申込数は減少傾向にある状況でございますが、公営住宅制度の趣旨にもありますとおり、住居の確保が困難な低所得の方に対し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するためにも、町営住宅の管理運営は今後とも必要であると認識いたしているところです。一方、厳しい財政状況下において、老朽化した町営住宅の効率的かつ円滑な更新、長寿命化を図りつつ町営住宅の需要に的確に対応することが課題となっております。

これを踏まえ、団地別、住棟別に方針を定めた白石町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数を経過している住宅を用途廃止し、集約や既存住宅の管理修繕を行い、必要な住宅ストックの確保を続けていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

いただきました資料を見ても、なかなか年々入居率の低下が進んできているのかなというふうな印象を受けました。また、答弁のほうにもありましたように、除却を予定しているところのものも考えていくと、管理戸数105と90戸となる予定ということで、85.7%ということでした。

これについて、今後も減少傾向に来るんじゃないかなというふうな話も一部ありましたが、その中なんですけども、住ノ江住宅敷地の今後の活用について、ここ何年か動きがありましたので、改めての答弁をお願いいたします。

○鶴田浩紀建設課長

現在、住ノ江住宅は1号棟から11号棟まで全59室を管理いたしております。令和6年度に改定しました白石町公営住宅等長寿命化計画に基づき、まず9号棟から11号棟の15室における外壁の補修及び浴室などの住居改善を行う予定です。その後、1号棟から8号棟を解体し、現地での建て替えを行う計画としておりますが、近年町営住宅への入居に関しましては減少傾向にありますので、解体した棟数分を全て建て替えるのではなく、他の町営住宅との集約化や住宅事情に合わせた管理戸数の縮小を考えているところです。

以上、住ノ江住宅敷地の今後の活用としましては、今までどおり町営住宅の敷地として活用していく部分と、それから管理戸数の縮小に伴い、住宅事情の変化を見極め

ながら分譲地として民間へ払下げする部分など、計画の再検討や見直しも視野に入れて整備方針を定めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

住ノ江住宅第1号棟から8号棟を解体して建て替えを行う計画というふうにありましたが、先ほどの資料にもありましたように、今後入居率が減少していくということを考えて、またはその新しい町営住宅のところに関しても空きが出たりしているところもあることを考えると、この1号棟から8号棟の建て替えというところももう一度振り返る必要があるんじゃないかなというふうに思っております。どうしても建ててしまうと、本当に何十年も維持管理コストもかかってくるというのがありますし、その分何かあったときの修繕等の対応で予算等も必要になってくるかなというふうに考えております。

もちろん、一番最初の答弁のところにもありましたように、要は公共の福祉としての意味合いを考えたら一定数の確保は必要じゃないかなというふうに考えてはいますけども、それも今現在の戸数、ちなみに住ノ江住宅の1号から8号まで解体した場合というのは、例えば今現在何戸あってそれが何戸に変わるという予定なのでしょうか、そのあたりもお答えいただけたらと思います。

○鶴田浩紀建設課長

住ノ江住宅の1号棟から8号棟までの部屋数でしょうか。

部屋数に関しましては、今現在44室でございます。それで、取壊しをいたしまして、その後今のところ計画をしておりますのは、集約も含めまして20戸を建て替える計画と今しているところでございます。ですので、9号棟から11号棟までは補修する予定ですので、住ノ江住宅には35戸を残す、今のところの計画となっております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

35ということなので、現在の令和7年度と同じぐらいかなという形になっております。そう鑑みても、今後減少傾向ということとかなってくると、空きが怖いなというところが正直な印象としてあります。

その中なんですけども、例えば家賃補助の制度を活用して民間住宅のところに関しての借入れの支援という形でできないかなというふうに考えております。実際取り組んでいる自治体もありまして、茨城県のひたちなか市のところに関しては、要は市営住宅の利用の条件に当てはまる方に関しては、家賃補助制度ということで1世帯当たり2万円の補助をされているということでもあります。これがなぜいいかって言うたら、町としては要は自分たちは資産を持つ必要はないと。民間のアパートだったりマンションだったり一戸建てというところを活用していくので、民間の不動産の流通にもつながっていくと、かつ利用される方に関しては、今までだったらうちでいったら町営住宅がある地域にしか住めなかったんですけども、それに関しては町内全体のアパー

ト、一軒家というところの活用、要は住める場所の選択が広がるというところで、意外といろんな形でメリットがあるんじゃないかなというふうに考えております。

その中で考えていっても、本町として要は公営住宅を持つ、建てていく、維持管理していくというところのリスクから考えても、このあたりの転換、もしくは今現在置かれている町営住宅と併用してこのような制度を導入していったって、今後の利用者減少のところに関して対応していくというところも一つの方針としてありんじゃないかなというふうに考えておりますが、そのあたりについての答弁をお願いいたします。

○鶴田浩紀建設課長

議員がおっしゃりました民間賃貸住宅などに居住される低所得者への家賃補助制度に関してですが、県の建築住宅課へ照会しましたところ、現在県内ではそのような形で補助をされている市町はないということでした。しかしながら、民間の賃貸空き家の活用は建設費も必要がなく、管理費もかからないなど、維持費や人件費のコスト削減につながるというメリットがあるのではないかなというふうに考えてはおります。

一方、補助率の設定や指定アパートの設定の基準なども十分に調査、検討を重ね、町営住宅の影響も考慮しつつ、慎重な対応は欠かせないものというふうに思っております。今後、住宅事情の動向を見ながらですけど、県外の事例を基に調べ、検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

ぜひ検討をお願いします。PFI方式のやり方とかもほかにも様々あるかとは思いますが、どうしても町としての補償の問題であったりとか様々な課題等もありますので、いろんなことも視野に含める中の一つの検討材料として、この家賃補助という制度も併せて一緒に吟味していただけたらなというふうには思っております。よろしくをお願いします。

それでは、次に進みます。結構意外と進んでいるので、時間が余りそうな気がします。

公用車のカーナビにおけるNHK受信料について質問をいたします。

改めてなんですけども、先日の補正のときに本町としてもNHKの受信料、カーナビについて大きい金額を長年支払ってなかったってことで支払いをされておりましたが、私としてはNHKの受信料をこのカーナビについて取ることはいかなものかということで大変憤慨してはいるんですけども、改めて金額面、これは事前に言ってなかったんでふわつとでいいんですけども、幾ら今回お支払いされたんでしょうか、お願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

公用車のカーナビによるNHK受信料につきましては、9月定例議会において補正予算を計上させていただいております。

全国の自治体、契機になったのは6月6日に玄海町が11台のカーナビの分を払ってなかったということで、69万3,000円ということで新聞報道されまして、それを受けまして白石町の分も調べたところです。経緯といたしましては、4月17日にNHK佐賀放送局より総務課へ放送受信契約に関する御案内というメールがまいりまして、6月9日にNHK佐賀放送局の経営管理センターより公用車のカーナビの搭載の件でNHKが受信可能な車両の再確認のということで連絡があったところです。

本町では、全ての公用車を対象としたテレビ放送が受信できるカーナビの設置状況の調査をいたしました結果、トータルで10台の公用車についてNHKとの受信契約を結んでいなかったということが判明をいたしております。NHKへ公用車のカーナビ搭載車の報告を行い、受信料の試算をしていただきましたところ、カーナビ導入時に遡ってからの未納分についての支払いが必要ということで、未契約の期間は最長で15年を超える車両がありまして、金額といたしましては合計で123万7,000円という試算をしたところでございます。

放送法第64条では、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者につきましては、協会と受信契約を締結しなければならないと規定されておまして、受信設備にはテレビのほか、NHK放送を受信可能なカーナビも含まれておるということが後もって分かったところでございます。一般家庭におきましては、家庭のテレビで受信契約をした場合につきましては自家用車のカーナビに係る契約は不要とされている一方、地方自治体の所有する事業者の車両のカーナビにつきましては車両1台ごとになることについて認識がなかったものでございます。

9月議会での補正予算可決後に、放送受信契約及び受信料の支払いにつきましては10月27日に納付を完了いたしております。また、10台のうち2台につきましてはカーナビ及びアンテナの撤去を行い、放送受信契約解除届出を出しております。ほかの8台の車両につきましては、ナビとアンテナが一体になっているフィルムアンテナとなっております、アンテナ単独での撤去ができず、またカーナビ本体を撤去すればカーナビとバックモニターも使用できなくなるということで、その8台につきましては今後も継続して使用することといたしております。

今後の車両導入の場合につきましては、カーナビの必要性を慎重に検討した上でテレビを受信できない機種等を選定することといたしておるところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

123万7,000円という大きいお金を今回お支払いされたということであります。要は、分離できるものに関してはテレビ機能を外されて、一体化になってるものに関しては8台あるという話だというふうに思っております。

私は、この制度は本当全くおかしいなというふうに思っていて、看過できないというふうに思っております。例えば、先ほどありましたように、要はテレビの機能をなくしてナビだけにすればいいという、もちろんそういった形で本当に税金でお支払いされているというところがありまして、そういう努力も必要かなというふうに思うんですけども、一方災害時にいろんな形で災害情報をいち早く取り入れなきゃいけない

ときに、変な話外したからそういう情報を取りにくくなりましたというのは言い訳にならないんですね。って考えると、本来公共放送であるNHKが通常の視聴目的じゃないものに関して、要は使用料を取るということ、これは本当におかしいなというのは私は結構思いがあります。

実際、佐賀県のほうもNHKの受信料未払い2,900万円というところで、徴収対象の明確化をしてくれというふうに申入れを行われております。本当に視聴目的かどうか分からずに、要は遡って取るということ自体は私は全くおかしいというふうに思っておりますし、あわせて岐阜県知事のほうが公用車カーナビの受信料の制度見直しをしてくれということで直談判もされております。私は、これは各自治体がしっかりとこのことがおかしいということ声を上げる必要があるじゃないかというふうに思っておりますが、ぜひ本町としてもこれは災害対策の観点からも、要は自治体は外す必要があるということ強く申入れをすべきだというふうに思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

○大串恭隆企画財政課長

友田議員申されるように、ポンプ場とかで申しますと年間の中で稼働する日数は数日と。何を見てるかという、ポンプの排水をするために今後の雨の状況等を確認しないといけないということで、11月19日に佐賀県が2,900万円を払ってなかったということで、排水機場のことが入っております、うちも実際、現在まだ調査をして、今後また議員の方々にも説明をいたしますけれども、幾らかそういった未払いの部分に該当するようなどころがあるわけですが、佐賀県が申されてるように、業務上必要な場合に年間で数日だけしか見ないと、置かなければ、非常に今後の業務に支障があると。そういったところまでNHK放送受信料を払わないといけないのかというふうなことは、私、行政マンとしても非常に疑問があるところございまして、今後こういった部分でも働きかけていきたいと思っておりますが、何せ過去遡って払わなければいけない、先ほど申し上げましたように、15年間ということなんです。

事業所につきましては、支払いを確定したら2台目からは半額になると。今の契約でいきますと、NHK放送受信料が少し安くなっておりまして、月額で1,100円、年間で1万3,200円になりますけれども、2台目からはそれが1,100円が550円になり、年間で6,600円になるということになります。来年からはその適用を受けるわけですが、何せ未払いの分については遡って全て払えということでございますので、制度的にどうなのかなという思いはあるところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

昨日、青森県のほうでも大きな地震が起きました。本当に被災された方に関しては大変お見舞い申し上げます。

本当にいつ何どき本町にも災害が発生するか分からないということを鑑みると、多くの情報源を取れる仕組みは取らなきゃいけない、これ当たり前のことであります。それは金額の大なり小なり関係なしに必要な整備ではあるんですけども、一方そもそ

も制度としておかしいものに関しては、金額の大小じゃなくてもおかしいってことを申し上げるべきじゃないかなというふうに思っております。

そういった観点でも、これは例えば佐賀県としては意思表示をされてはいるんですけども、より多くの自治体がこれはおかしいということを声を上げるべきじゃないかなというふうに思っております。ぜひ、町村長会のほうでもこれを上げてほしいなというふうに思ってるんですが、そのあたりについていかがでしょうか。

○田島健一町長

このカーナビの話は、もう既に町村会の正副会長会議の中でも議論をされているところがございます。そのときに、カーナビということだけだったので、私は手を挙げて発言をしたんですけども、本町においてはカーナビだけじゃなくて排水ポンプ場がうちにはたくさんございます。その中で、要はポンプ運転をする上においても常時情報を取らなきゃいけないということで、テレビも置いておりますと、それについても負担をしなければいけないという状況になっておりますと言ったら、12名の正副会長会議の中でも、ああそんなものもあるんですかと知らない方もいらっしゃいました。だから、うちでも議論をしてるんですけども、カーナビだけじゃなくて、ポンプ場だけでもなくて、また公民館であるとか、あと学校とか、いろんなところに公共施設の中にもございますので、そういうものも含めてもう一度勉強したいというふうに思っておりますし、また町村会の中でも議論を再開したいというふうにも思っております。以上です。

○友田香将雄議員

ぜひ、この議論は多くの方を巻き込んでいただいて、話題に上げていただければなというふうに思っております。

公共放送の必要性については、私としてはそこに異論を挟むことはないんですけども、公共放送として一番重要視されるべきであろう、要は明確な情報発信と、あとは災害のときの情報発信、このあたりについては少なくとも自治体に負担をさせるべきではないというふうに私としては考えておりますので、引き続き私自身もしっかり声を上げていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後になります。

歌垣ロードレースのネーミングライツについて質問をさせていただきます。

歌垣ロードレースに関しては本当長く取り組んでいただいている、本町としても大変重要なイベントというか、ロードレースであります。本当に多くの方に参加いただいて、私自身もいろんなボランティアで参加させていただいて、大変にぎわいがあるというふうに思ってるんですけども、いかんせん様々な予算配分の中で、少しでもその負担の軽減というところは話題に上がっているところであります。

そこで、単刀直入な質問なんですけども、歌垣ロードレースにネーミングライツ、そのほかについての協賛等を今後積極的に進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますが、そのあたりについての答弁をお願いいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

ネーミングライツについては、現在駅伝大会やマラソン大会など、様々なスポーツ大会で全国的に導入されているものがあることは承知しております。

今年度で29回目を迎える歌垣の郷ロードレース大会においても、昨今の物価高騰などの影響により大会運営費がかさんでいることから、新たな財源の確保は急務でありますし、当大会のスポンサーの広告の機会を拡大するとともに、地域経済の経済活動及び大会自体の活性化をさせることができるネーミングライツ、命名権の付与は非常によいアイデアだと思っております。また、来年度は節目の第30回記念大会を迎えることから、これまでの大会を振り返りまして大会の意義や今後の方向性を改めて考えるよい機会ではないかと思っております。ネーミングライツの導入も含めまして、これからの大会のより一層の活性化に向けて実行委員会でしっかりと話し合っていきたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

積極的な議論をしていただけるということでありがたいなというふうに思っております。

参考程度に御紹介させていただきます。

ふじみ野市のロードレース大会を調べてたら、こちらにもネーミングライツをされているというところでありました。参加人数が1,300人ということで、本町のロードレースのところと参加人数も大体同じぐらいじゃないかなという規模でした。そこに関しては、お名前を出していいかが分からなかったんでお名前は伏せますけども、要はとある病院のところをネーミングライツとして名のりを上げられて、何とか病院プレゼントというふうにされているというところで載っております。そのあたりについても、ネーミングライツ自体が30万円というところで実施されておまして、またゼッケンの協賛、要はゼッケンに書いてある名前ですね、そのあたりについても小学生の部だったり中学生の部だったり、様々な形でゼッケンを変えてすることによっていろんな形の協賛を受けられてる。もちろん、通常の協賛、広告等の協賛等も入ってはいるんですけども、こういった形でみんなで参加するような形の取り組みというのはすごく大事じゃないかなというふうに思いますし、すごくすばらしいロードレース大会であるからこそ、要は財政的なところに関しては軽減策というのをしっかり取っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、このネーミングライツをしていただくところを探していくというところもひとつ大変なところじゃないかなというふうに思うんですけども、ここは何度も今回は振ってすみませんが、ぜひ町長もたくさん顔が広いということもありますので、例えば東京白石会とか大阪福富会とか、いろんな形でされてるところもあったりされてますので、本町に関わりがあるところにもぜひお声かけをいただきたいなというふうに思いますし、特にスポーツと親和性が高いような企業さんもあったりされるので、ぜひそういったところに声かけをお願いしたいなというふうに思いますけども、急に振っていいですか。よろしく申し上げます。

○田島健一町長

歌垣ロードレースも来年は30回という区切りでございますので、白石町としてもここで一気に名を上げたいなというふうに思います。それは、ロードレースだけじゃなくて、今一生懸命「しろめし町 しろいし町」でも売ってるし、いろんところで白石というのが外に出ておりますので、この歌垣ロードも併せて来年はしっかりと、やりたいなというふうに思っておりますので、先ほど議員からも言われたように、企業さんもいろんな方がいらっしゃいますので、出身者もいらっしゃいますし、関係者もいらっしゃいますので、私も汗をかいていきたいというふうに思っています。

以上です。

○友田香将雄議員

今回は、商工業及び町内経済の発展というところの観点と、あとは財政的などころの観点、この2つで質問をさせていただきました。人口減少が進んで、なかなかネガティブな話も出たりするんですけども、それでもより一層この白石の未来というのを明るくしていくために、この2つの観点はとても重要じゃないかなというふうに思っております。

様々な形で町としても努力していただいているとは思いますが、ぜひ我々というか、一体となってこれからは頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○内野さよ子議長

これで友田香将雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

10時18分 休憩

10時40分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

皆様お疲れさまです。重富でございます。

議長の許可をいただきましたので、早速ですが一般質問に入らせていただきます。

今回通告しているのは、白石町都市計画区域の拡大についてということで1点、取り上げさせていただいております。この都市計画区域拡大の意義と、これは大きなことですので、今後のまちづくりについて一体どのような影響があるのかということが疑問となりましたので、今回の一般質問のテーマとさせていただきます。

都市計画区域とは、まちづくりを計画的に進めるための法的な枠組みであり、建築や開発行為に関して一定の規制が及ぶ区域です。町全域をその対象にするということ

は、非常に大きな政策判断であるというふうに思っております。そういうことから、拡大の目的と背景ということで質問をさせていただきたいと思っております。

町全域を都市計画区域とすることは、町民の生活や開発規制に大きな影響を与える。行政がこの決定に至った背景と目的を明確にする必要があるというふうに思っております。都市計画区域を町全域に拡大する目的とその政策的意義をどのように考えられているのか、答弁をお願いいたしたいと思っております。

○田島健一町長

重富議員からの御質問、都市計画区域の見直しのことについて答弁をさせていただきます。

新たに都市計画区域となるエリアにお住まいの皆様にとっては、建物の新築、改築等の際にこれまで必要のなかった手続きが発生するなど、町民の生活に関係するとともに、開発規制にも少なからず影響があるものと認識をいたしております。

都市計画法には、第1条の目的では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とするとございます。第2条の基本理念の中では、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこととございます。

この法の目的は公共の福祉の増進であり、健康で文化的な都市生活の確保であると言えます。そのため、行政側が住民皆様の安全・安心を担保するためには秩序あるまちづくりが必要であり、そのためのまちづくりのためのルール、すなわち都市計画区域を定めることは不可欠であると認識しております。

先日発生いたしました大分市佐賀関での大規模な火災を見ますと、強風などの自然的要因もあったようでございますが、木造住宅が密集し、緊急車両が通行できる道路が限られているなど、地形的に消火活動は困難を極めたものと思われまます。被災された方々や消火活動、救助活動に尽力された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

旧佐賀関町は市町村合併以前の都市計画区域であり、大分市と合併後、準都市計画区域に変更がなされておりました。ちなみに、準都市計画区域でも都市計画区域同様の建築基準法上の集団規定がございます。今回火災が発生いたしました佐賀関漁港北東区域は、いわゆる昔ながらの漁港の町並みでございまして、自動車が出入りできる通路が少なく、現在の車社会に適用できている区域ではなかったように感じられました。また、人口減少が著しく、空き家も多く存在している状況との報道もございました。

災害はいつ、どこで起きるか予想が付きません。しかし、災害が起こった際、甚大化するか否かを予測することはできません。そのためにも、住民にできることを積み重ね、行政にできることは積極的に介入、実施し、災害に強いまちをつくり上げていくことが必要であると考えております。

また、災害対策だけでなく、町全体を都市計画区域とすることで無秩序な開発を抑制することができます。これは、交通ルールと同じようなもので、みんなが共通の認識を持ち、ルールを守ることによって住環境の秩序を維持することができ、また向上につなげることができるものと考えております。このようなルールを定めることによ

り、20年、30年と建物が更新されていく中で新しく開発される住宅地に適切な道路や公園が設置されるなど、私たちの次の世代、子どもたちのことも考えて、自分たちの住むまちが将来良好な住環境になることを目指すものであります。

繰り返しになりますが、都市計画区域拡大の一番の意義、目的は、住民の皆様が安全・安心に暮らすことのできる秩序あるまちづくりを進める基礎づくりと認識をいたしております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

冒頭からの町長からの答弁でありましたけれども、要約しますと、公共の福祉を最大の目的とし、最終的には町民の安心・安全、命を守るという趣旨でのルールを構築していくという思い、そういった並々ならぬ思いが伝わってきたところでもございます。

こういったこの都市計画のルールを策定するという事は、答弁の中にありましたけれども、新しくつくる、要は新しい建物だとか、そういったところの秩序の形成であったりするところはそれはもちろんのことなんですけれども、昔栄えたであろう、そういった地域の災害に対する危険性というのは昔から比べると大分増してきておまして、空き家なんか非常に多くて、夏の高温の時期に電線から発熱して火災になるという危険性も、火災の危険性って冬が空気が乾燥して増すと言われてますけれども、昨今は夏の火災も非常に危惧されているところでもあります。放置されるとなれば、ごみがたまったりほこりがたまったりというような、その危険性も確かにあるんだろうなというふうにも思ってますけれども、現行の区域の指定ではどのような課題があって、それをどのように解決するための措置なのかお答えください。

○山口裕一総合戦略課長

御質問を受けました本町の状況についてまず御説明いたしますと、旧白石町でございます。この白石地区、六角地区、須古地区が現在都市計画区域でございます。建築基準等の適用を既に受けております。この区域指定は昭和31年から続いておまして、区域内の住民の皆様もこの規制を遵守して建設され、これまで都市計画区域に起因する重大かつ深刻な課題はなかったと思われまます。

他方、規制のない都市計画区域外での課題を挙げるとするならば、最も身近なところでは、一番に住宅密集地区での緊急車両通行が想定されます。特に問題となりますのは、車両の出入りが困難になりやすい幅員4メートル未満の道路の存在でございます。緊急車両の車幅は、救急車で約1.9メートル、ポンプ車で2メートル前後でございますけれども、道路上に路上駐車などの障害物があると通行不能となる可能性が高くなります。その緊急性を伴う目的を果たすということができなくなってしまいます。ひいては、住民の生命、財産を損なう事象となりかねません。

都市計画区域におけます建築基準法上の集団規定は、このような状況を改善することを目的に定められておまして、現状の建物を今すぐに取り壊さなければならないといったことはございません。建物の再建築の際は、道路幅員確保のためのセットバ

ックや高さ規制等での危険を伴うほどの建物の密集を防ぐという効果がございます。建物の新築等の際の規制は、自分の暮らしやすさや地域を守るための規制でもございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

区域指定で新たに指定を拡大すれば、建築基準法の規定がかかるという側面、指定をすればそういった道路幅員が確立されていない場所の開発というか、これはすぐに答えが出るわけではありませんで、30年、40年、50年したときにやっと結果が出るというような、長期的に判断すべきことなのかなということも聞いてて思ってます。

この方針自体が白石町が拡大をするというふうに思ってたけれども、手続上の問題を言いますと、結局許可をするのは佐賀県なわけですし、この方針は県の指導によるものなのか、町独自の判断によるものなのか、またはこの法律上、県と町両者が関わり合う案件でもございますので、責任の所在というのは最終的にどこにあるのかということをもっと明確にしておきたいと思えます。そのことに関しまして御答弁お願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

過去の議会におきましても繰り返し御説明を差し上げた内容というものもございません。また、先日の議員説明会でも改めて御説明差し上げた内容の繰り返しとなる部分もございませんけれども、本町では平成17年の3町合併直後から、これは町の方針として都市計画区域拡大の必要性はもう既に協議されておまして、そのようなことから平成21年度に都市計画マスタープランを策定いたしまして、その中で町全体が一体となったまちづくりを推進するため、都市計画区域を拡大するという方向性を計画上決定しております。

他方、県からの助言も経緯としてはございます。令和元年7月に行いました土地政策検討会、これは町の土地政策関連部署によります内部検討会議でございますけれども、このときは県からも来ております。及び令和2年7月に行いました都市計画区域に係る勉強会では、佐賀県都市計画課より白石町役場に来町いただき、助言をいただいております。その際、白石町の現状は都市計画事業の実施があまりなされておらず、一帯の地域として開発、保全する必要があると。そして、その当時は今後の話だったんですけども、有明海沿岸道路の供用を見据えた計画的な土地利用施策が必要、そして県内の平野部のほとんどが都市計画区域となっており、白石町においては新たに都市計画区域を検討すべきなどの助言をいただいております。

県の指導か独自の判断かということでもございますけれども、役割分担の話もあります。都市計画区域の指定は県が行うものですが、町は都市計画区域の拡大の具体的な策定を担っております。このように、町が都市計画区域の拡大の必要性があると考え、県に申入れを行い、県の理解も得ながら区域の拡大の手続を進めておるということでもございます。このような経緯や役割と合わせまして、有明海沿岸道路の延伸等による社会情勢の変化など、複合的な要因が今回の見直しにつながりまして、現状

ですけれども、県と町が都市計画区域の拡大の必要性があるとの共通認識の中で進めているという現状でございます。

○重富邦夫議員

今の答弁ではどちらにどのような明確な答えはなかったのかなというふうにも感じてますが、町がこの必要性を感じて計画をしている、県からの指導、県も必要性を説かれ助言をしているということでもあり、どこが中心となるのかというのが今のところはっきりとは理解できませんでしたが、いずれにしても許可をいただくということは、こちら側にしっかりとした納得させる理由、理由というか結論というかプロセス、合意形成、そういったものが必要なのかなというふうに感じたところでした。

先ほどまで拡大の目的と背景ということで質問をしていきましたけれども、では実際、町民、事業者、こういったところの影響がどのようになっていくのかという、この都市計画拡大に伴って中身のことを質問をしていきたいというふうに思います。

区域拡大により、新たに都市計画法の規制対象となる住民、農業者、事業者が多く発生をいたします。理解と合意形成が不可欠でございますけれども、この件に関してまずどう考えられているのかお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

こちらにつきましては、議員御指摘のように、新たに都市計画区域となるエリアにお住まいの皆様にとりましては、建物の新築、改築等の際にはこれまで必要のなかった手続やそれに伴う費用が発生するなど、やもすればデメリットしかないと誤解される方もいらっしゃるかもしれません。しかしながら、先ほど町長の答弁でもございましたように、都市計画区域拡大の一番の目的は住民の皆様が安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進める基礎づくりと認識しております。都市計画区域の拡大は、個々、個人で見れば不利益だ、面倒だと思われるかもしれませんが、住民皆様の生命、財産を守るためにも御理解をいただきますよう、これは努めていく必要があると思っております。

つきましては、12月18日より町内3地区それぞれに住民説明会を開催いたします。この開催につきましては、既に今月号の広報白石のほうでお知らせをしております。既に町議会議員の皆様にはLINE WORKSにてお知らせさせていただいているところでございますけれども、駐在員会、そして農業委員会にも出向きました。いろんな住民説明会の参加についての呼びかけをさせていただいてるところでございます。また、杵島建設労働組合の組合員の皆さんと町内に関係します不動産業者の皆さんにも説明会の案内を送付させていただいております。このような形で幅広い周知を行っておりますので、住民説明会には少しでも多くの皆様方に来ていただきまして、都市計画区域の拡大の必要性を御説明し、御理解いただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

住民の意見をできるだけ広く酌み取る、またこの拡大そのものをまず町民皆さんと共有するという事は非常に大切なことでもございます。

そういったことから、まずこの中身、一発でなかなか理解できるのが難しい案件でもありまして、実際にすぐに影響がある方もいればそうでない方、そうでない方のほうがどちらかといえば多いのかなというふうにも思いますけれども、大きな方針でいけばだんだんとその対象になる方も出てくるんだろうというふうにも感じてますけれども、区域外から新たに区域内となる地域でどのような土地利用制限、開発許可が必要となるのか、その中身をお知らせください。

○鶴田浩紀建設課長

新たに区域内となる地域に関して申し上げますと、建築基準法の集団規定が適用されますので、建築する際に接道要件や建蔽率、それから容積率、高さの制限がかかることとなります。

接道要件等について説明させていただきますと、建築物の敷地は原則として幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければなりません。また、都市計画区域内となった時点で既に存在する4メートル未満、1.8メートル以上の道路で2以上の建物が接道していた道路では、道路中心線から両側に2メートルの範囲を道路とみなし、その範囲に建築することができなくなるというものでございます。

次に、建築の際には建蔽率と容積率を守る必要がありますので、今回拡大する区域では敷地面積に対する建築面積の割合が60%まで、あと敷地面積に対する延べ床面積の割合は200%までに制限されることとなります。建築の際の高さの制限に関しまして申しますと、道路幅員や隣地境界からの距離に応じて建築物の高さが制限されますので、白石町では道路幅員からの勾配1.5、これは前面道路の反対側、奥のほうから勾配でいうと1.5、水平距離1に対しまして高さ1.5の勾配が規制がかかります。また、隣地境界線におきましては、隣地境界から高さ20メートルの位置から勾配1.25、これは水平距離1に対して1.25の勾配になりますけれども、この範囲で制限がかかってまいります。

また、開発行為についてですが、都市計画区域外では1万平方メートル以上が対象となっておりますが、都市計画区域内へ編入されますと3,000平方メートル以上が開発行為の開発許可の対象となります。

以上でございます。

○重富邦夫議員

建設課長の丁寧な説明をしていただいたかと思えますけれども、皆さん聞いて一発で理解できましたか、できないでしょ。これぐらいこんがらがるといえるか、そういった案件でもございまして、住民の皆さんに理解をしていただくというところに大きなハードルがあるのかなというふうにも思っております。

先ほど中身の事を少しお話しいただいたけれども、農業用倉庫とか住宅建築などの具体的な影響というのを町はどのように想定をしているのか、お願いいたします。

○鶴田浩紀建設課長

農業用の倉庫や住宅建築などの影響としましては、先ほど御説明させていただきました建築基準法の集団規定の適用や建築確認、開発許可の手続が必要となる対象者の範囲が拡大するものでございます。

建築確認申請に関して申しますと、都市計画区域外では2階建て以上または延べ面積200平方メートルを超える場合が対象となっておりますが、都市計画区域内に編入された場合には農業用倉庫なども含め、原則全ての建築物の新築などに適用されることとなります。一方、3,000平方メートルを超える開発行為に関しましては、農林漁業のために使用する建築物に対し許可を要しない場合もございまして、例を挙げますと畜舎、それから育苗施設、ノリ乾燥施設、米麦乾燥施設、野菜集荷施設などが該当するとされております。また、農地に関しましては農地法等により保護されているとの認識でございますので、現在の都市計画区域内同様、今回の区域見直しによる農業への影響は特段ないのではないかと考えているところでございます。

今まで申し上げましたこれらの基準の制限などの目的でもありますが、まず建物の密集を防ぎ、それから火災等の延焼リスクを抑制することにより、地域の安全性確保に寄与することになるというふうに思っております。また、日照や風通しを確保し、生活にゆとりのある空間を守ることにより、快適な住環境へとつながっていくのではというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

いろいろ詳しくお話しいただいた中で、農業のほうには特段大きな影響はないというふうに考えているということでもございましたけれども、ここは農業振興をしている地域、また農業の拡大等も進めている農業振興地域の中では、今後こういった農業用倉庫だとか農業関連施設というのは建設されていかなければ発展したとは言えないということだと思いますので、少なからずこの農業者の理解というのは必要不可欠なんだろうというふうにも考えております。

1点、答弁の中でありました気になったところがあるんですけども、道路の接道義務、これは建築基準法なんですけれども、この接道義務の中で道路というのはいろいろ種類がございまして、国道、県道、町道、農道、里道、市道だとか、いろいろあるんですけども、疑問なのが河川用道路と呼ばれている道路、これがそもそも道路として位置づけられるのかということと、このような道路に接道している場合、都市計画区域になったとき、確認申請が取れるものなのか、道路としてみなされるものなのか気になったので、その点お知らせをください。

○鶴田浩紀建設課長

町道や農道、里道などの区別ではございません。都市計画区域内に編入される時点の道の幅員等によって異なるわけですけども、今言われたとおり、判断が難しい場合は所管の土木事務所へ御相談いただけたらというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

今の話からいえば、確かに建築基準法上、道路幅員が4メートルというような規定はございますけれども、河川管理用道路が4メートルあれば認められるかも、確認しないとまだ厳密には分からないというところですね。ただ、接道自体が河川用道路しかなかった場合とか、そういったところもあるんだろうと思いますけれども、そのあたりはもし区域拡大になればしっかり手当てをしていかなければ家が建てられないとか、そういった状況に陥らないような形は取らないといけないのかなというふうにも感じてます。ただ、基本は幅員ですので、道路の種類ではないというような答弁でしたので、そのような状況になれば県のほうから確認が下りることが強いのかなというふうにも思いつつ、確証は持てないということですので、そのあたりはしっかり留意を図らなければいけないというふうに思っております。

話は前後しますが、先ほど農業のことで少しお聞きをしましたが、白石町は農業振興地域ということで農業を振興している町でございます。その上で、白石町にこの都市計画区域を全域に拡大するということは、そこの整合性はどうか考えられているのかお願いいたします。（「もう一回」と呼ぶ者あり）

いま一度質問します。

白石町は農業を振興している町でございます。要は、区域を拡大すれば規制がかかるわけですよ、様々。農業振興地域として都市計画区域の拡大については、そこの整合性をどうか考えられているのかというような質問でございます。お願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

先ほども申しましたように、現在でも白石、六角、須古地区というのは都市計画区域の規制を既に受けております。基本的には既存の都市計画区域と同様の規制を受けるということになりますけれども、先ほども建設課長のほうから申しましたように、農業について申しますと、農業生産そのものに何かしらの規制を受けるということは、まず営農上はないのかなと思っております。農業経営というところに対する影響を想定しますと、例えば先ほどもあったんですけども、農舎ですとか、そういう農業用の建築をする際でも建築形態の規制というのは受けることになり、建築確認申請等の行政手続というのは必要になるんですけども、といったところはもちろんです。

しかし、現在都市計画エリア外の方からすれば、区域拡大により新たな規制や手続という手間は必要となるものの、現状でも白石、六角、須古地区の皆さんというのは、これは農業者は同じでございます、同様の規制を受けておきまして、また規制を受けながらも昭和31年以降、農業ですとか住宅建築は問題なく、これは経過しておるという状況でございますので、区域拡大導入後というのは多少の混乱もあるかもしれませんが、さきの質問でもお答えしましたとおり、ここは外であろうが内であろうが、安心・安全なまちづくりの根幹となる規制ということで御理解いただければと思っております。

○重富邦夫議員

農業を振興するという観点から見てみますと、全域に拡大ではなく、上から見てみますと沿岸道路が白石町は、これには載ってないんですけど、縦断する計画でもございます。振興地域ということであるなら、海岸沿いの干拓地等は区域外の地域を残すべきではないかというふうにも考えます。

都市計画区域の佐賀県の状況を見ておりますと、全域にかかっているところなんかは佐賀市、鳥栖市、基山町ですね。こういうところは人口が多いので、市街化調整区域が指定されてるんですけども、同じような用途白紙地域というところは小城市が全域にかかっている、あとは農地だとか、要は山林だとか、そういったところは避けて指定をされているという現状でもあります。現状を見てみますと、農業用の干拓地なんかはそんなに家があるようなところでもないですので、そこまで規制拡大をしなければいけないのかというような理由がどうにもまだ理解ができてなくて質問してるんですけども、そういったところを一部農地を残すという案に対してはどのように考えられますか。

○山口裕一総合戦略課長

例えば、エリア区分ですとか、重富議員おっしゃいますように、こういうことだと思います。例えば、444号線より東側だと農業地帯が多いから、例えばですよ。そのあたりのエリアは分けたらどうなのかというようなお話なんですけども、例えばそういったところを都市計画区域外とした場合でも、建築物の集積により建築基準法の集団規定を守らなければ、総合的な安全の確保は引き続きこれは懸念されるということに変わりはございません。

それと、もう一つ懸念材料は、そのエリアに無秩序な開発が進むことで抑止できない。基本1万平米以下であれば開発許可は必要ございませんので、言葉は適当か分かりませんが、いわゆる迷惑施設であるとか、そういうケースに対応できないということになりますので、行政の目が届きにくくなります。このあたりは大きな懸念点ということになります。むしろ、都市計画区域から外されることで、ひいては住民の皆様が不利益を受ける、また安全性に欠けるといった状態はあってはならないことだと思っております。

農業地帯は農地法でも守られているという部分もあるんですけども、このあたりも基本農業振興地域内の農用地区内の農地、いわゆる青地の部分であるとか、そういったところは農振除外からの手続が必要となりますのでといった部分もあるんですけども、白地の部分というのは開発許可でチェックしていかなければ、安全面ですとか環境面ですとか、行政としてのコントロールができないので、これは全域の拡大が必要ということになります。ましてや、今の住居の状況を考えてみますと、特に八平、新明、新拓とか、あの辺りは居宅、農業倉庫部分を含めまして非常に近接しているという状態がございますので、建築基準法上集団規定が、これはもう延焼防止ですとか、そういった観点をはじめとして、災害リスクを軽減させるという意味では都市計画区域への拡大が有効に働くということになってまいります。

以上でございます。

○重富邦夫議員

農業を拡大しようということになれば、農業用の倉庫というのは必須になってきます。これから先、干拓地の農地をどのような形で集積、集約していくのかという将来像にもよるんですけども、そこに線を引けば割とそのあたりに倉庫が立ち並ぶ可能性すらあるわけで、建てやすいところに建ててしまうというのが、ある意味そういったところをゾーニングすれば農業用施設、関連施設なんかもそこに集まるというような形も考えられるのかなと、用途地域をわざわざ指定しなくてもですよ。地域外ということになれば、自然とそこに誘導できるのかなというような考え方も一つあるということですね。

しかしながら、こういったことは住民の皆さん、いろいろな立場の方がいらっしゃいますけれども、住民の皆さんの声をしっかりと拾い上げていくということは大事なことであるということです。町民への説明会はどのような形で何回開催する予定かということで聞いておりますが、先ほどの答弁の中でも説明会のお話がありましたので、ここは割愛をさせていただきますけれども、あくまでもいろいろな立場の方に、これは町側から積極的に声をかけていかないとなかなか集まらない、理解が深まらないというような状況になってしまっただけは私は駄目だというふうに思っていますので、そういったところはしっかりと手当てをしていただきたいというふうに思います。

先ほどまで具体的なこの中身、すみません、もう一点聞き損ねた。

地域を拡大すれば何か、要は交付金が来るとか、いろいろなこういう事業債が使えるとか、何か事業の補助があるとか、そういったことに使えるような補助金等があるんでしょうか。全く分からないので、そのあたり分かる程度でいいんですが、教えていただければよろしいですか。

○山口裕一総合戦略課長

国からの支援等でございますけれども、一例を申しますと、低炭素まちづくり計画の策定の支援でございますとか、あるいは都市機能の集約化についての補助の支援でございます。これはコンパクトシティー化の支援事業でございますとか、一番代表的なところが社会資本総合整備交付金の基幹産業の部分の事業ですとか、まだ多々ございます。防災・省エネまちづくり緊急事業ですとか、都市の地域の交通の戦略の推進の事業ですとか、そういう幅広い事業に使えることとなりますので、こちらのほうも町としてはかなりのメリットだと思っておるところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

様々な事業が拡大をできる、その事業があると、取り組む取り組まないはそのときの財政状況にもよりますので、まだまだ何とも言えないところなんですけど、そういった選択肢が増えるというふうな理解をいたしました。

では、先ほどまで中身のほうを聞いていきましたけれども、続きましては今後のこの都市計画を進めるに当たっての進め方、区域拡大後、町全体の土地利用方針や都市

構造をどう描くのか、中・長期的なビジョンというものが求められるわけでございます。区域拡大後の白石町土地利用計画の見直し時期と進め方はどうなっているんでしょうか、お願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

本町は、平成29年3月に白石町国土利用計画を策定しておりまして、これまでの間に道の駅しろいしの開業ですとか、先ほども申しましたように、有明海沿岸道路が福富インターチェンジまで開通しますなど、人流、物流の変化を肌で感じられ、明るい兆しというのが見え始めた期間だったと認識しております。

本町では、来年度より白石町国土利用計画を見直していく作業を行ってまいります。現在の計画では、今後再編、新設される3小学校の周辺を町の拠点ゾーンや生活の拠点ゾーン、また住宅ゾーンと定めています。このあたりは新たな計画の中でも踏襲する部分と思われますけれども、それに加えまして今回の都市計画区域の拡大ですとか、そして現在行われております小学校の統合再編などが大きな社会変化として考えられますので、それらを念頭に入れた整合性の取れた計画策定を目指してまいります。

また、本年度策定中でございます第4次総合計画や第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえまして、明確なまちづくりのビジョンを持って進めたいと思っております。また、さらなる社会変化にも対応していかなければならないこともございますので、今後有明海沿岸道路のルート決定の大きな変化等があったときには、その都度ローリングを行いまして、その時々に沿った計画を維持する必要もあるかと思っております。

今後、町といたしましては将来にわたり持続可能なまちづくりを目指しまして、各種計画との親和性のある計画策定を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

順次進められていく予定であるということ。

市街化区域と市街化調整区域の線引きがない非線引きの都市計画区域というふうに資料ではなっておりましたけれども、それはどういうことなのか、お願いいたします。

○鶴田浩紀建設課長

非線引きの都市計画区域に関して申し上げますと、都市計画法上の区域区分が定められていない地域というふうになっております。市街化圧力があまり高くない地域で、将来的に区分を定めるか判断するために、現時点ではあえて区分を設けないということでございます。市街化区域では、既に市街地を形成している地域または10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に対しまして、市街化調整区域は都市計画法に基づいて無秩序な市街化を防ぎ、農地や森林などの自然環境保護を目的に建物の建築が原則として制限される地域でございます。

非線引きの都市計画区域の位置づけとしましては、市街化区域や市街化調整区域と比べますと土地の利用や建築に関する規制がそこまで強くない地域でございます。

将来的に計画的なまちづくりを進めるエリアという認識でございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

では、今のところ用途指定をするような計画ではないという理解でよろしいんですね。

そういったことから、用途指定がない中での開発誘導やインフラ整備、重点エリア、これはどのように想定をされているのか、お願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

議員御理解のとおり、今回の都市計画区域の拡大は用途地域の設定をしておりませんので、都市計画マスタープランですとか、現行の国土利用計画に基づいたという形になりますけども、商業、事業等の拠点となります役場周辺エリアを中核といたしまして、統合再編される小学校周辺を居住、交流拠点としておりますので、いわゆるあじさい型コンパクトシティーの方向性というのを想定しております。

あじさい型コンパクトシティーとは、都市の核となる中心部に多くの都市機能を集中させまして、さらにその周りに個別のコミュニティを形成し、それぞれが連携するタイプのコンパクトシティーをいいます。白石町に置き換えますと、都市の核が役場の周辺、その回りの個別のコミュニティが新旧小学校等を中心とした地域コミュニティとなると思います。

なお、現在推進しております地域づくり協議会の設立につきましても、町の利用計画といわゆる親和性のありますコミュニティ形成が形成されつつあると認識しております。

今後は、これらの方針を実現すべく、総合計画をはじめとした各種計画をベースに施策を検討してまいります。数十年後でも維持できる、住民の皆様が安心・安全に暮らすことのできる白石町を目標に今後の策定を進めてまいりたいと思っております。

○重富邦夫議員

この役場が機能的には中心となると、しかしながらそのコミュニティ自体は壊れないようなやり方で継続させるということが町民全体を誘導していくには大切なことだろうなというふうにも思っております。

そういったことから進めていくということでもありますけれども、町民への情報提供と参加の在り方ということで質問をさせていただきます。

町民の理解なしに都市計画区域の拡大というものは進められないというふうに思います。十分な説明と意見反映が必要と考えます。この意見募集というのは、いつ、どのように実施をされるのか、お願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

これに関しましては、住民説明会の折にも説明する予定でございますけれども、今月号の広報白石にも掲載しておりますけれども、住民の意見を述べる場としての公聴

会、これを1月30日に役場2階会議室3にて開催を予定しております。

こちらの大きな流れといたしましては、今月は住民説明会などで説明を行わせていただきます。そして、来月です。来月9日より原案を公告縦覧に供することで、住民も誰もが都市計画区域の拡大の内容を知ることができる機会をつくります。また、その後、これも住民誰もが意見の提出、主張を述べられる機会として公聴会を開催いたしたいと思っております。

このように、都市計画の変更、拡大は、法に定められた手続の中で住民の意見を反映できるような仕組みとなっております。このような法的手続も担保されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○重富邦夫議員

先ほど住民説明会後の公聴会ということで、これは公式な手続にのっとった公聴会でもございます。都市計画法にのっとったやり方ですね。

住民説明会、いわゆる住民の皆さんに集まっただいて説明をし、理解促進を促し、そこに対して一旦考えていただくと。その公聴会のほうで意見を集約し、審議会にかけるというような流れだというふうに認識しておりますけれども、ここは住民説明会でも、要は意見が出るように、まず専門知識がなかなかない方がほとんどでございますので、これを理解しやすいように説明会はしっかりと資料を使って分かりやすく住民の皆さんに発信していくのが筋だろうというふうに思っておりますが、時間がもう迫ってきてますので、考慮して答弁をお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

専門知識のない方にも分かりやすい資料は、これは説明会を行う上で必要不可欠であると認識しております。都市計画区域の拡大は、専門的な用語ですとか制度が多く含まれますので、特に高齢者の皆さんや専門知識をお持ちでない方については非常に理解がし難いという場合がございますので、住民説明会におきましては地図ですとかイラストですとか、そういった視覚的に理解しやすい資料を用いながら、できるだけ専門用語を避けながら日常的な言葉に置き換えた説明を行いまして、具体例も交えながら全ての方に伝わり、理解できるような説明会となりますよう、佐賀県と町が共同で今後の説明会に臨む所存でございます。

○重富邦夫議員

そこにはぜひとも力を入れていただきたいということでございます。

この公聴会、意見を集約する場でございますが、住民説明会の意見もいわゆる審議会にかかるというような理解でいいんですか。それとも、公聴会の意見でしかそれは意見として認めませんよというような流れになるんでしょうか。そのあたりを確認させてください。

○山口裕一総合戦略課長

先ほど来から申しておりますように、都市計画区域の拡大というのは町民生活や地

域の将来像に直接関わります重要な施策でございますので、町民の皆様から寄せられる意見ですとか御懸念というのを丁寧に整理して反映させていくことが重要と認識しております。

先ほどこれもありましたけども、住民誰もが意見の提出、主張を述べられる機会として公聴会を開催いたしますので、都市計画区域の変更ですとか拡大は、これも法に定められた手続の中でという仕組みになっております。そういったところで、公聴会によりまして皆様の声を受け止めます。寄せられた意見に関しましては、例えばいろんなカテゴリー分けをさせていただいて、生活環境ですとか土地利用あるいは景観、自然環境などに分類して、懸念点あるいは課題点というのを洗い出しをさせていただきます。そこで整理した意見というのを都市計画審議会ですとか関係機関や関係各課と協議することになりまして、専門的視点からの検討に結びつけます。それと、そのとき出された御意見、公聴会で出されなかった意見というのも当然審議会のほうですとか、各専門的な視点からの検討というのをいたさせていただきます。このような形で、意見を集約させていただいた皆様の御理解を得られるように、都市計画の拡大を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

一番はその住民の理解にほかならないわけでございますして、行政上の手続を踏んで住民説明会、これは任意でございますけれども、公聴会、審議会を経て県のほうに許可申請をいたした後に住民のほうからいろいろな声が上がってくるという、そういったケースは避けなければならないということは、白石町長がしっかりと皆さんが御納得いく形で住民の理解、合意形成を図り、県に申請していくという流れだというふうに理解をしております。

町長、一番最初の答弁の思いは分かりましたので、この一連のやり取りを聞いてどのように思ったのか、一言で結構ですので、答弁をお願いいたします。

○田島健一町長

もう一番最初に私が最後に言った言葉ですね。都市計画の拡大の一番の意義、目的は、住民の皆さんが安心・安全に暮らすことのできる、秩序あるまちづくりを進める基礎づくりだということを今までも議論をしていただきました。

というのは、今既に区域にかかっているところは規制がかかっております。何もあってません。しかし、海側のところに何もしないと、先ほども話にありましたけども、変な人が入ってきて乱開発されたら困る、そういうのを規制しとかないかんと。だから、建物だけの話じゃなくて、土地、農地を変な使い方をされたらいかんと。そういう農地法とはまた別の問題として都市計画のほうでも縛っていくよと。だから、町民の皆さんにとったら、わあ縛り方ばかりできつかねって言われるかも分らんばってんが、そがんでんかんでん、でけんごとするところじゃなかと。悪かことばせんごととしていきますよということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

町長の意思是しっかりと理解をいたしました。

町全域を都市計画区域とすることは、単なる規制強化ではなく、持続可能なまちづくりの基盤整備であるべきです。しかし、同時に町民の理解と納得が得られなければ、真の意味でのまちづくりにはならないんだらうというふうにも思っております。町民に不安を与えず、むしろ将来への安心につながる制度運用を強く求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○内野さよ子議長

これで重富邦夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

11時39分 休憩

13時15分 再開

○吉岡英允副議長

会議を再開します。

ここで申し上げます。

農業振興課長から離席の届けが提出されております。

次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

お疲れさまでございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく2点通告しております。

まず、1点目であります。

観光資源の有効活用についてであります。

3町が合併をしてから20年が経過いたしました。白石町には白岩山、飯盛山、犬山岳、勇猛山含む杵島山系一体や干拓の歴史など観光資源が豊富にありながら、町は合併当初から観光にはあまり力を入れていませんでしたので、私は合併をした最初の議会から他の市町の人たちが白石町に集まってくれるように、観光にはもっと力を入れるべきであると一般質問でずっと言ってきました。そして、ようやく今年の12月にしろいし町観光協会が発足して7年が経過しました。長い道のりでしたね。

そこで、観光協会が発足して人の流れはどのように変化したのか伺いたいと思います。

○永石健一商工観光課課長補佐

一般社団法人しろいし町観光協会は、今年度から本格的に業務を開始し、本町の観光振興に寄与する取り組みを進めております。

まずは、その取り組み内容について説明させていただきます。

本年度は観光庁の補助金を活用し、白石町ならではの農業体験のコンテンツや郷土料理作り体験といった体験型観光メニューの造成に取り組んでおり、現在開始に向けて準備を進めている状況です。開始前であるため、現時点では具体的な反響や需要の高まりはまだ見えておりませんが、今後の誘客メニューとして期待しているところでございます。

また、約100箇所の観光資源を掲載したデジタルマップガイドについては、公開後、町内外の利用者によるアクセスが徐々に増えており、来訪者の情報収集や滞在中の移動ルートの検討などに活用されていると認識しております。また、今月、12月からはこのマップと連動したデジタルスタンプラリーを実施しており、町内の複数地点を巡るきっかけづくりとして周遊促進に大きく寄与すると期待しております。

さらに、観光協会が開設したInstagramによる情報発信も継続的に行われており、町内の新着情報やイベント情報などを発信することで町外の方々に本町の魅力を知っていただく機会が増えてきておりますし、加えて現在道の駅しろいしにおける観光情報コーナーの再整備も予定しております。観光客に最初に立ち寄りやすい道の駅に充実した情報環境を改めて整えることで、これまで以上に町内全体の周遊を促進させるものと期待しております。

こういった取り組みによる観光客の人の流れの変化について、現時点での認識との御質問でございますが、取り組む事業の多くが実施開始段階であるため、来訪者のデータの集積や分析はこれから行ってまいります。しかしながら、これまで申しましたデジタルツールの活用、情報発信の強化、特産品、体験コンテンツの造成、道の駅での情報環境整備といった観光協会による取り組みが着実に進んでおり、これからの人の流れや町内周遊につながる基盤が徐々に形成されるだろうと認識しております。

今後は、観光協会による新たに始まる事業の効果を丁寧に把握し、商工観光課も一緒になって本町の観光振興に反映してまいりたいと考えております。

○西山清則議員

先ほど、取り組む事業の多くが実施開始段階であるため、来訪者のデータなどの集積や分析はこれから行っていき、今後は新たに始まる事業の効果を丁寧に把握し、本町の観光振興に反映していくと考えていると言われましたので、期待しておきます。

そして、私が口酸っぱく何回も言ってきましたので、平成26年に白石町ガイドマップさるく及びさがコレクションの4部を発行していただきました。この4部であります。

そしてまた、そのマップの活用が不十分であるとも言っております。その4部の中の一つに、白石町、杵島山パワースポット散策マップがあります。中を開くと、出会いのパワースポットとして歌垣公園、茨城県筑波山、大阪府歌垣山と共に日本三大歌垣の一つに数えられています。そういうことで、7万本のツツジを植えられ、毎年春花まつりを開催されています。

また、平安時代の女流歌人和泉式部の誕生伝説で有名な地にある福泉禅寺も紹介されています。そして、水のパワースポットとして安福寺、無病息災に効き目があると言われていた霊水堂、通称水堂さん、それに40年間にわたり水が湧き出ず、枯れていた

池が平成13年に復活した縫ノ池、凜とした空気の中で癒やされるパワースポットは稲佐神社、肥前鳥居、自然石を敷き詰めた石畳、古代のエネルギーを感じるパワースポットとして古来より海上交通の安全を祈願して信仰された海童神社、約20基の円墳から成る龍王崎古墳群、現在は古今の森公園として整備されています。

また、母子愛を感じるパワースポットとして幽霊の掛け軸のある福泉禅寺、ほっとくつろげるパワースポットは道沿いに咲く600本の桜がきれいで、県の景観百選にも選ばれている桜の里展望台、毎年くんちに流鏝馬が開催され、町の重要文化財である肥前鳥居を見ることができる妻山神社、戦国武将のエネルギーを感じるパワースポットとして室町時代では平井氏の居城で16世紀末から龍造寺隆信の居城となった須古城跡、その下には鍋島庭園もあります。そして、龍造寺氏に関する文化財が多くある法泉寺というように、今まで言ったように、杵島山パワースポットの紹介をこの散策マップに書いてあります。他の3点も含めてうまく表現されています。これを担当、作成された方は、すばらしい文面で、本町に来ていただいてももらえるような、心を込めたものだと思っております。

そこで、このすばらしいマップを利用しながら、交流人口の拡大により、町内に多くの人に来てくれるようにするにはどのような方策が有効であると考えておられるのか伺いたいと思います。

○永石健一商工観光課長補佐

本町では、年間約80万人の方が道の駅しろいしに訪れており、大きな集客力を有しています。しかし、その多くが買物や休養といった短時間の利用にとどまり、町内のほかの地域へ周遊する動きには十分つながっておりません。そのため、町内での滞在時間や観光消費の拡大が課題と認識しているところです。

こうした状況を踏まえ、商工観光課では現在、白石町観光振興基本計画の改定に向けて策定委員会を立ち上げております。策定委員会では、交流人口の拡大に向けて次に申し上げる3つの方向性が有効であると考え、協議を進めております。

まず1つ目は、町内を回りやすくする環境づくりです。

道の駅しろいしを起点に町内の様々な地域に自然と足を運んでもらえるよう、案内方法や仕掛けに工夫を加えていくことが必要と考えています。周遊が進むことで飲食や買物などの観光消費が町内で循環し、地域経済を潤す流れを生み出すことにつながると考えます。また、ガイド人員の不足といった現状に対応するため、観光客が自分で情報を取得しながら回ることができる環境整備も重要と思っております。

2つ目は、地域資源を生かした体験や滞在の機会づくりです。

白石町には農業、自然、文化など、多様な地域資源があります。これらを生かして、体験型、滞在型のメニューを充実させていくことで、訪れられた方の満足度向上につながるとともに観光消費の増加も期待できます。あわせて、体験を提供する地域事業者や町民の皆様と連携し、継続して受入れができる体制づくりにも取り組んでまいります。

3つ目は、効果的で分かりやすい情報発信です。

町の魅力を発信する際には、誰に対して、どのような情報を、どの媒体で届けるか

を整理することが重要と考えています。日常的にスマートフォンやSNSを利用する世代には、短く、分かりやすい情報や写真、動画など、受け入れやすい形式で発信することが効果的です。また、幅広い年代に情報が届くよう、紙媒体、例えば議員が言われるさるくコレクションを踏襲してブラッシュアップしたおもしろいしを活用することなど、従来の手段、これも併用しながら引き続き魅力のしっかり伝わる発信に努めてまいります。これらの情報発信を通じて、まず本町に関心を持っていただき、その後の来訪や周遊につながる流れをつくっていきたくと考えております。

以上、申しあげましたように、周遊を促す環境づくり、地域資源を生かした体験、滞在の充実、効果的で分かりやすい情報発信、この3点を総合的に進めることで交流人口の拡大に有効であると考えております。観光や周遊を通じて町内で消費を生み出し、地域経済を潤すとともに、訪れた方が町とのつながりを深め、交流人口から関係人口へと発展していく循環を生み出すことで、白石町の持続的な活性化につなげてまいりますと思っております。

以上です。

○西山清則議員

先ほど、周遊を促す環境づくり、地域資源を生かした体験、滞在の充実、効果的で分かりやすい情報発信の3点を総合的に進めることが交流人口の拡大に有効であると考えており、交流人口から関係人口へと発展していく環境を生み出すことで、白石町の持続的な活性化につなげていくと思っておりますと言われました。

それでは、今までにしるいし町観光協会事務局に町内の観光について尋ねてこられた方がおられるのか、おられたらどういうことを尋ねてこられたのか、またどういう方が尋ねてこられたのか伺いたいと思います。

○永石健一商工観光課長補佐

観光協会への町内の観光に関する問合せであったかどうか、またその内容についてお答えいたします。

観光協会事務局には町内の観光に関する問合せは寄せられており、来訪者数はそう多くはございませんが、パンフレットを受け取りに来られる方も一定数おられます。また、観光協会が取り組んでおりますインスタグラムのフォロワー限定のガチャガチャ企画が好評で、これを目的に来訪される方が多く、人気を集めている状況です。

問合せの内容につきましては、春には歌垣公園のツツジの開花状況や桜の里の開花状況、アクセス方法などについて多くの問合せをいただいております。また、年間を通して縫ノ池の場所や駐車場の有無、大型バスの来訪など、観光スポットの案内に関する質問が寄せられております。さらに、水堂さんの出水法要の時期には法要が行われる期間やアクセス方法、おくんちの時期には日程や流鏝馬神事に関する情報など、地域の伝統行事に関する問合せもいただいております。

これらにつきましては、観光協会だけでなく商工観光課とも連携して対応しており、今後とも来訪者の方々が分かりやすく、速やかな案内ができるように努めてまいります。

以上です。

○西山清則議員

先ほど、観光協会事務所には町内の観光に関する問合せが寄せられており、パンフレットを受け取りに来られた方も一定数おられ、そのほかもろもろの行事等の問合せも来ているようでございますが、現在観光協会を訪れる方に分かりやすいところにあるのか、私は観光協会ですぐ町内を案内する場所は訪れる方がどなたが来ても分かりやすい場所に設置したほうがいいのではないかと考えております。そして、何を聞かれても対応できる方を養成していただきたいと思いますが、その養成はされているのか伺いたいと思います。

○永石健一商工観光課長補佐

観光協会の設置場所や観光案内の人材育成についての質問にお答えいたします。

しろいし町観光協会は発足して1年とまだ日が浅く、事務局体制も少人数での運用となっております。そのため、現在は商工観光課との連携を重視しながら業務を進めている状況でございます。観光案内の役割につきましては、観光協会としても重要であると認識しておりますが、現時点では問合せが多くなりますと独自で速やかな案内ができる体制には至っておらず、引き続き商工観光課と一体となって対応していくことが必要と考えております。

一方、来訪者への案内体制の充実を図るために、人材育成だけでなく、情報提供の仕組みづくりも重要でございます。観光協会としても、アプリや二次元コードの活用など、来訪者がいつでも正確な観光情報を取得できるデジタルツールの導入について検討していかなければならないと考えており、効果的で分かりやすい案内体制の構築を目指してまいります。

今後、観光協会の事業が軌道に乗り、体制が整った段階で案内窓口の設置場所の在り方を含め、利用者の利便性の向上につながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○西山清則議員

でも、町内に訪れる方は観光協会事務局がどこにあるのかというのを探すものだと思います。観光協会が発足して日がまだ浅く、今後観光協会の事業が軌道に乗り、体制が整った段階で案内窓口の設置場所の在り方も含め、利用者の利便性向上につながる取り組みを進めていく考えを伺いました。

そこで、道の駅しろいしでのイベントやぺったんこ祭、そして先日行われたこだわりマルシェキャラバンなど、町内でイベントをすれば県内外から多くの人が集まってくれます。でも、イベントがないときはどうでしょうか。多くの方は来町されているのでしょうか。イベントがあるときに来町された方の中にも干拓の歴史、戦国時代の歴史など、興味を持った方も多くおられるのではないのでしょうか。イベントのときはその場に観光協会の方もおられると思いますし、そこに訪れてくる方を待ってい

るだけではなく、前を歩いている方にも声をかけるぐらい積極的に行動していただき、そしてもっと町の歴史等を含め、幅広くPRする必要があるのではないのでしょうか、伺いたいと思います。

○永石健一商工観光課長補佐

本町には地域で受け継がれてきた歴史や文化、町の成り立ちを物語る史跡が多く残っており、重要な地域資源であると認識しております。こうした魅力により、分かりやすく整理し、町内外の多くの方に知っていただけるよう発信していくことも今後の観光振興において大切だと考えております。

一方で、史跡の中には現段階では観光としてPRできる状況にないものもあります。例えば、須古城につきましては国指定史跡を目指して発掘調査が進んでいるところであり、現地には危険な場所も残っております。このため、町といたしましては現時点では積極的な整備や観光利用を踏み切れる段階ではなく、まずは安全確保と保全、調査の進展を優先していく必要があると考えているところです。

このような状況の中で歴史や史跡のPRを進めるには、個別の場所を単独で紹介するだけではなく、町が育んできた背景や地域の営みを併せて紹介することなども来訪していただく方々に興味や理解が深まり、より町の魅力が伝わりやすくなるのではないかと考えております。また、現地での案内の工夫やスマートフォンでの手軽に情報を得られる仕組みづくりなど、発信方法の改善も重要だと考えています。

今後も引き続き、歴史、文化、史跡といった本町ならではの魅力をより丁寧に発信するとともに、調査段階の史跡については安全性と保全を最優先にし、適切なタイミングで活用を検討してまいります。

以上です。

○西山清則議員

今言われたように、観光客が来ても踏み込めないところもあるのは分かっております。そして、歴史や史跡のPRを進めるには個別の場所を単独で紹介するのではなく、町が育んできた背景や地域の営みと併せて紹介することなども訪問していただく方の興味や理解が深まり、より魅力が伝わりやすくなるのではないかと考えていると言われました。言われてみれば、そのように感じております。

そこで、町内の児童・生徒には授業を通して歴史や文化など、町内のことをどこまで伝えておられるのか伺いたいと思います。

○久原正好学校教育課長

失礼します。

本町では、児童・生徒が郷土の歴史や文化に触れ、町の魅力の再発見と郷土愛の育成を目指し、学校教育の様々な機会を通じて体系的に学習を進めているところです。

小学校低、中学年の授業を通じた学習としまして、主に小学校3、4年生の社会科において、本町が独自で作成しました副読本、わたしたちの白石町を教材として活用しまして、身近な地域、歴史や生活について学習を深めているところです。また、総

合的な学習の時間を利用して町内の史跡巡り等を実施しておりまして、実際に目で見て体験することで歴史を立体的に捉える機会を提供しているところです。

さらに、授業での学習に加えまして、体験的、交流的な学びの機会として、楽しみながら歴史、文化に親しむ機会を設けております。その一つとしまして、白石ふるさと検定と題し、小学校6年生を対象に歴史、自然、動植物、民俗、指定文化財、産業、偉人など、多岐にわたる分野をクイズ形式で出題しているところです。これにより、町の歴史、文化への関心を高めております。また、小学校間の交流と歴史体験を行っております。これは、町内8小学校の主に中学校進学を控えた6年生を対象にし、実際に須古城に赴きまして歴史的背景や出土品について解説を聞いたり、戦国時代の合戦に見立てたスポーツチャンバラのレクリエーションを行ったりしております。この行事を通じまして、楽しみながら歴史と文化の理解を深めるとともに、小学校間の交流を促進しております。

最後に、伝統文化の継承としまして、先ほど言われましたが、福泉禅寺に誕生伝説が残る和泉式部と白石歌垣にちなみ、小学校高学年と中学生を対象に年2回短歌を募りまして、優秀な作品を広報紙に掲載しております。これは、本町の偉人や文化に親しみ、日本語の伝統的な表現を学ぶ機会となっております。こういった取り組みを通じまして、本町は未来を担う児童・生徒が多角的かつ主体的に町の歴史、文化を学びまして、その魅力を再発見し、郷土への誇りを育むことができるよう努めております。

以上です。

○西山清則議員

各学校いろいろな取り組み、いろいろなことを学ばせておられるということ伺いました。各学校でも歴史や地域の史跡等は後々まで伝わっていくように教えていただきたいと思っております。そして、未来を担う児童・生徒が郷土の誇りを育むことができることを期待しておきます。

また、明治15年3月19日に旧福富村に隕石が落ちたことは教えておられるのでしょうか。レプリカは福富ゆうあい館に展示してあります。現物は東京上野の国立科学博物館に展示してあります。そんなに大きくはありませんが、ゆうあい館に見に行ってもらえば分かると思いますので、その辺を伺いたいと思います。

○久原正好学校教育課長

失礼します。

福富隕石でございます。

先ほど議員おっしゃられたように、明治15年、1882年3月19日午後1時頃、当時の杵島郡福富村北区堀に雷のような音を立て、泥土を飛散し、黒煙を吐いて地中に落下したと記載が残っております。私が近所のお年寄りに聞いた話ではありますが、北区の村搦というところ付近に落下したと聞いたことがございます。また、北区公民館には区の年表が掲げられておりまして、その隕石の記載も年表の中にされているというところでございます。

隕石は合計3個が回収されまして、そのうち実物2個は先ほど言われたように国立科学博物館に展示されているようです。日本で最初に博物館に入った隕石標本として記録されております。また、福富ゆうあい館ですね、ガラスケースに2個のレプリカが展示され、このほか佐賀県立宇宙科学館の佐賀発見ゾーンにもレプリカが展示されているようです。

この隕石の落下について、広報白石の平成27年7月号のあるある文化財のコーナーで紹介しているところですが、残念ながら授業では取り上げられていないところがございます。今後、総合的な学習の時間などで児童がゆうあい図書館に訪問したときなどを活用しまして、子どもたちにもこの出来事を伝えていくよう、各学校にも案内したいと考えております。

なお、3個の隕石のうち、国立科学博物館にある2個以外のあと残りの1個は所在不明というところとなっているようです。

以上です。

○西山清則議員

それやったら、時間が取れるときにでも子どもたちに見せていただきたいと思っております。

それから、歌垣公園展望所、肥前犬山城は一億創生事業で建てられたものだと思います。心癒やされる眺めのパワースポットとしてこの散策マップにも載っております。山頂からの白石平野の眺めは最高です。季節に応じて変化する眺望をお楽しみくださいと書いてあります。

また、そこには三十一文字コンテスト作品の歌碑も建てられています。現在でも歌碑を見に来られる方もおられます。よって、以前にも言っていましたが、ハート型のモニュメントを建て出会いの場にして、2人でくぐり抜ける未来が開けるようなうたい文句で言っておりましたが、その後の検討はどうなったんでしょうか、伺いたいと思います。

○永石健一商工観光課長補佐

モニュメントの設置についての検討状況はどの御質問でございます。

商工観光課としても、観光資源を生かす取り組みの一つとして、歌垣公園の活用策は幅広く検討させていただいております。そういう中で、歌垣公園の魅力、人を呼び寄せる力の源となっているのが、議員が言われますように芝公園から白石平野と有明海を見渡せる眺望と公園一帯に咲き誇るツツジや桜の花だと思っております。このため、歌垣公園の関連施設をはじめ、町内の関連施設につきましては、町の一斉に向かえつつある公共施設の老朽化に伴う改修費や小学校の再編など、町の財政への負担を踏まえ、緊急性、優先性を考慮しながら、まずはツツジや桜の木などを含んだ周辺環境の維持管理を中心に整備してきている状況でございます。

しかしながら、今後につきましては、歌垣公園などの施設自体も全体的に老朽化、周辺環境の変化などに伴い、大規模な改修等が必要になってくることは想定されます。その際におきましては、関係団体や関係各課と連携しながら、改めて検討させてまい

りたいと考えております。
以上です。

○西山清則議員

それで、町長、どうでしょうかね。

そこで婚活パーティーを開いて、婚活事業でカップルになった方や地方から来た恋人同士がそこをくぐれば未来が開ける、これはいいじゃないのかなと思っております。もう金をかけて作れって言うておりませんので、竹がいっぱいありますよね、白石。竹でハート型のアーチを作って、そしてバラか何かを植えて作ったらそんなに金はかからないのじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田島健一町長

今、議員のほうからいいアイデアをいただいたところでございます。

町としても、議員さんや婚活サポーターの方々、いろんな方々がこれにも参画をしていただいておりますので、そういった中でいろんなことをチャレンジしていったらいいんじゃないかなというふうに思ったところでございます。いいアイデア、ありがとうございます。

○西山清則議員

よろしくお願いいいたします。

では、次の質問に移ります。

前回、ジムナスティクスホール白石の整備に関する事業は融資系の事業であり、地域経済循環創造事業で取り組んでいて、目的である地域活性化については十分な効果を発揮しているが、地域経済の循環についてはこれから取り組むべき課題と言われました。また、さらなる地域経済効果を生み出した日には、合宿所の整備は効果的であると認識しているとも言われました。一方、財政面での負担、施設管理方法等のほかにももろもろの検討課題はあると思っておりますが、人を呼び込む努力をしていただきたい。

そこで、前回本町への体操関係の合宿実績を言われたように、関係者等にはドラゴーンイングススポーツに関して大きく注目され、浸透しているものと思われませんが、そのPRに関して県内外を含め、一般の方へはどこまで浸透しているのか伺いたいと思います。

○山口裕一総合戦略課長

ドラゴーンイングススポーツでございますけれども、県内を含めました一般の方にごどこまで浸透しているのかとの御質問でございますけれども、現状を申し上げますとドラゴーンイングススポーツの会員数、本年4月からの募集開始後、これは11月25日現在ですけれども、141名在籍されております。主には白石町内ということで58名、これは率に直しますと41%でございます。佐賀市のほうより26名、18%、有田町のほうより13名、9%、江北町12名、9%でございます。遠くは唐津、伊万里、太良のほうからも在

籍されておりました、これでも広く県内20市町中13市町からお越しいただいておるといことから考えましても、随分浸透しているのかなと思っているところでございます。

また、本年3月に開催いたしましたジムナスティクスホール白石のオープニングセレモニー、これの開催のとき、ドラゴースポーツの取り組み等を各種メディアのほうに情報発信をしていただきましたこと、またドラゴースポーツにおいては各種の全国大会、九州大会などに出場した際にスポーツクラブの創業や事業の取り組み、さらには白石町の魅力まで発信されております。選手はもとより、一般の参加者にも広く周知していただいております、県内のみではなく、少しずつではございますけれども、県外のほうにも浸透しているものと拝察しております。

また、今後ですけれども、実は武雄、鹿島エリアの佐賀銀行9店舗のほうでデジタルサイネージ、こちらのほうでドラゴースポーツの映像が流れるようなPRをいたしております。こういったのを活用した取り組みの紹介ということで、予定されているところでございます。

そして、来年の2月になりますけれども、民間とタイアップさせていただいておりますイベントですので企業名まで公表いたしますけれども、日本生命保険相互株式会社と佐賀県SSP、それと株式会社Dragoing Sports、そして白石町との共同でスポーツと食のイベントを開催予定しております。若干、現在未定の部分もございまして、2021年に行われた東京オリンピック体操男子個人で金メダルを獲得されました橋本大輝選手を招きます。体操教室ですとかトークショーを行いまして、Dragoing Sportsによりトレーニング講座や開発されましたアスリート弁当の試食会、またマルシェ、バルーン係留などを予定しております。

今後もDragoing Sportsとタイアップしながら地域活性化はもとより、地域経済の循環、また情報発信のほうにも努めてまいりたいと思っております。

○矢川靖章生涯学習課長

私のほうから、ドラゴースポーツが県内外含めてどこまで浸透しているかというところで、別の切り口で答弁させていただきます。

ドラゴースポーツは、所属選手が国スポ滋賀大会へ出場し、成年女子団体総合4位となられたのをはじめ、県高校総体女子個人優勝、全九州高校総体女子個人準優勝、県中体連女子団体優勝など、ジムナスティクスホール白石を拠点としての初年度からすばらしい活躍をされております。そのため、メディアなどにも取り上げられ、町内外の一般の方にも注目度は上がっているものと思っております。

また、競技選手の指導ばかりではなく、町内小学校へ出向いて体育の授業や町主催の体操教室にも講師として積極的に協力いただいております。町主催の体操教室では、親子体操教室や60歳以上の方、一般男女を対象とした4回の体操教室の開催により、60人余りの子どもから高齢者まで幅広い年代に体操の体験をしていただいております。先月のべったんこ祭でも体操教室の子どもたちに出演いただき、技を披露していただいたことなどから、ますます関心度も上がっているものと思っております。今後もさ

らにこのような活躍が期待されますので、県外での認知度も少しずつ上がってくるものと考えております。

なお、団体の設立後はスタッフや選手、またその家族が町内に移住されており、人口減少対策としても期待をしているところです。町としては、今後もジムナスティックスホール白石を中心に活動されているDragoing Sportsとの地域連携協定を具体的に活用しまして、近い将来白石から世界を目指す体操選手の輩出や関係人口、交流人口の増加による地域の活性化を期待しております。町民の皆様には町主催の体操教室等も連携して継続し、体操競技の楽しさ、面白さをPRしていきたいと考えております。

以上です。

○西山清則議員

いろいろ、先ほど答弁をいただきました。

会員数も少しずつ増えているようですし、県外にも浸透しているようでございますので、今後のDragoing Sportsの活躍に期待しておきたいと思っております。

では、次の大きな2点目、野菜の残渣処理施設についてに移ります。

野菜の残渣処理施設、株式会社クリーン発酵九州建設予定地の周辺は、現在キャベツ、レタス、タマネギ等が定植されています。本町に計画されている工場の進捗状況はどうなっているのか伺いたいと思っております。

○石田善人農業委員会事務局長

本町に計画されております工場の進捗状況についてですが、本町は令和7年5月26日に農業用肥料の製造、販売を行う株式会社クリーン発酵九州と企業進出協定を締結しておりまして、新たな企業の進出により、地元雇用の確保や地域経済の活性化につながることを期待をなされております。

計画されています工場建設に係る現在の進捗状況でございますけども、まず農業振興地域からの除外手続きにつきましては、今年9月に農用地区域から農業用施設用地への用途区分の変更がなされました。現在は、株式会社クリーン発酵九州の工場建設が計画されています区域内の農地に国の補助事業で取得された補助対象財産、これは有材暗渠でございますけども、補助対象財産があるため、国に対し補助対象財産の処分承認申請に必要な書類を白石土地改良区で整理なされ、整理出来次第、今週中には県を通じて国に財産処分手続の事前審査を提出される予定とのことでした。

なお、この財産処分の手続期間は、本申請を含め、長くて1年程度かかる見込みとのことでした。

農地転用につきましては、先ほど申しました国への財産処分の本申請の写しを添付された申請書が農業委員会に提出された場合は、農地法に基づき適切に申請書類を審査いたしまして、農業委員会としての意見を付して農地転用許可権者であります県知事に進達をすることになります。県知事に進達後、大規模な農地転用案件となるため、九州農政局との転用協議が行われ、協議後に先ほど申しました財産処分完了と同時に農地転用の許可がなされることとなります。

以上です。

○川崎美津夫生活環境課長

生活環境課が所管をしております手続等について説明をいたします。

先ほど農業委員会のほうから説明がありましたが、農地転用、財産処分等の手続終了後、事業者と公害防止協定を締結することとなります。この協定は、公害防止のため事業者が執るべき措置等をお互いの合意によって取り決めるものであり、公害規制関係法や条例を補完、補い、地理的、社会的条件に即した公害防止対策を実施することが可能になるなど、公害の防止に大きな役割を果たすものです。

内容といたしましては、大気汚染防止対策、騒音防止対策、悪臭防止対策など、調査項目を取り決めて、環境被害が地域住民に及ばないような措置を講ずることとなっております。

以上です。

○西山清則議員

もうそれでは、本工事入るまでには1年以上かかるということですね。農振除外手続はもう少し時間を縮めてもらえないのかですね。何でも、この工事だけではございませんが、いろんな町全体でも農振除外の時間がかかっております。県のほうに短くなるような要望はできないのでしょうか。

○石田善人農業委員会事務局長

農振除外の期間が長いということで、県のほうに期間短縮をできないかという御質問かと思えます。

議員御承知のとおり、農振除外につきましては優良農地を確保するという観点から、除外につきましては厳しく規制がなされてるところでございます。この除外につきましても農業振興地域計画に関する法律に基づいて適切に処理をなされておりますので、現時点では私たちのほうから処理期間を短縮してくれというのはなかなか厳しいのではないかなと考えております。

以上です。

○西山清則議員

できればもう短期間で終わるように、要望は常にお願ひしたいと思っております。

そこで、この工事が進められたということで、地元の方々が一番心配されているのは工事車両がどこを通るのかということです。よって、工事日程が決定すれば、速やかに地元の方への説明をしていただきたいと思いますと思っております。

完成すれば、田んぼの隅や道路の脇に置かれていた野菜残渣もなくなると思いますし、そして完成後は乾燥汚泥を中心に野菜残渣と共に処理するようになれば、住ノ江地区水処理センターと牛屋地区水処理センターの委託はどのようになるのか伺いたいと思えます。

○川崎美津夫生活環境課長

町内には4地区の農業集落排水事業により建設をいたしました下水処理施設がございます。住ノ江地区水処理センターと牛屋地区水処理センターも各家庭から流れてきた下水の処理をする施設であることから、各施設の管理業務は今後も下水道処理施設として続けていくこととなりますので、委託料は発生してまいります。

しかし、住ノ江地区水処理センターと併設をしております資源循環施設につきましては、住ノ江地区、牛屋地区及び須古地区などから搬入してきた脱水汚泥ともみ殻を混合し、乾燥させて汚泥肥料を製造し、製品として道の駅などで販売をしております。資源循環施設は稼働後20年以上経過し、機器等の老朽化、管理委託料も年々増加をしておりますので、基本的には発生する脱水汚泥を株式会社クリーン発酵九州の新しい工場へ全量排出したいと考えてはおりますが、資源循環施設の維持管理費とその工場への運搬費、処理費などを今後比較検討して、施設のその後の用途を含め、対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○西山清則議員

脱水汚泥はもみ殻と混合して乾燥させて汚泥肥料を製造し、製品として販売していくということで、しばらくは委託料は発生することを言われました。今も週に1回、袋に入れて販売もされております。その後はかなり古くもなっておりますし、株式会社クリーン発酵九州と話し合いながら、対応していただきたいと思っております。

今後も人口減少に歯止めがきかない本町には、交流人口を増やして活力あるまちづくりが必要であると思っております。各議員、いろんな方面から町のために質問していますので、活気あるまちづくりにしていただくことを願い、私の一般質問を終わります。

○吉岡英允副議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時10分 休憩

14時30分 再開

○吉岡英允副議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。南里隆司議員。

○南里隆司議員

本日は、4つのテーマで質問をいたします。よろしくお願いいたします。

最初は、本町の上空を飛行するオスプレイの問題です。

今回で3回続けて取り上げておりますが、この間のやり取りで私も執行部も事故だけはあってはならないという考えは一致していると確信をしております。そのことを力にして、質問をいたします。

7月、佐賀駐屯地の開設とともに5箇月がたちましたが、オスプレイの本格的な配備とともに、オスプレイが本町の上空を飛行する事態が常態化しています。私自身も多くの通報や動画の提供も受けております。議会報告を配布しながら対話を重ねていますが、騒音は心配していたほどでもないけれども、事故が心配という方が多いです。直近の佐賀新聞社の世論調査でも、程度の差はありますけれども、大いに感じるとかやや感じる、少し感じる、安全性に不安があると答えた方が8割います。

配備前の最初にこの問題を取り上げた6月議会ですが、その際には答弁として防衛省、県からは有明海を迂回したように飛行して、本町の上空を飛行することはほとんどないという説明を受けているという答弁がありました。その際、もちろん有視界飛行でパイロットの判断による飛行もあるということも付け加えておられましたけれども、最初の質問ですが、今現在、駐屯地開設から5箇月たって、本町上空のオスプレイの飛行については現在どういう状況にあると考えておられるでしょうか。

○谷崎孝則総務課長

オスプレイの本格的な配置から5箇月が経過をしたというところでお話があったおりましたが、オスプレイの配備に関しましては、本町といたしましても住民の生命、財産を守る立場から、もちろんもう強い危機感を持って対応をしてきたところでございます。

8月以降は本格的な飛行訓練、そして部隊訓練が実施をされ、9月末からは夜間飛行の訓練も実施をされておまして、本町上空においても議員おっしゃるように、何度か飛行の事実を確認をしているところでございます。

先ほど議員のお話にもありましたように、先月の14日の佐賀新聞に掲載をされました県民の世論調査におきましても、オスプレイの機体の安全性や騒音などに不安を感じられる方が県民の8割に上るという結果も出ております。オスプレイ配備のときの賛否から配備後の現在の不安へ県民皆様方の意識が変化もしてきているのではないかと実感もしているところでございます。

本町といたしましても、今後も防衛省、佐賀駐屯地を中心に、関係機関に対しまして引き続き必要な情報の収集に努めていきたいと、もちろん思っているところでございます。

以上です。

○南里隆司議員

私は、佐賀市在住の方と最近話す機会があって、解釈を交えず聞いたままを紹介しますと、その方は佐賀市の市街地ではオスプレイの飛行を見たことがないと。もちろん、この方も空ばかり見て生活してるわけじゃないですから、ただ意識的に気にはしてるけど、飛行を見たことがないと。関心も高く、声を上げる土壌もあるので、住宅も少なく、声を上げる雰囲気あまりない郡部、控え目な町民性というか、そういうこともあって、郡部を多く飛行しているのではないかと断言しておられましたですね。もちろん、この方もどこであっても事故が起きてはならないという立場で断言するわけですが、命の重さにどこに住んでるとかということは全く関係ありませんので、引

き続き監視を強めていきたいと思えます。

また、佐賀駐屯地近くの地元住民と、先月ですが懇談する機会がありましたが、夜間訓練など心配が多いと、ノリの養殖への影響も心配だとおっしゃってありました。私も現地で体験しましたが、離着陸を繰り返す駐屯地周辺の騒音は大変大きいですね。びっくりしました。ですから、真上をこういう音を立てながらオスプレイが頻繁に飛行する真下の有明海でノリ養殖などの作業をされる方の心中は、いかばかりと思えました。

また、先日、何日か前ですが、県議会で佐賀空港の滑走路延長計画の環境影響評価、アセスメントですね、これで低周波音の調査が行われていないのではないのかという指摘があつて、県はそれを認めて、空港周辺12地点で低周波音の調査を行うことになったのは、これは佐賀新聞等の報道のとおりなんです、なじみのない言葉だと思えますね、低周波音というのは。これは100ヘルツ以下の音、小さい音ですね。この100ヘルツの音の説明でよく使われるのは、聴覚検査のときにピーツという音が聞こえますかということがありますが、あの小さな音が100ヘルツだということによく説明に使われます。

私も不勉強で、そういう音が健康被害をもたらすことがあるのかというのをあまり勉強しておりませんでした、15年前の2010年の福岡高裁の那覇支部は、これはオスプレイではなくて米軍のヘリコプターですが、そのヘリコプターの低周波音と沖縄の県民の方に起きた心身の健康被害との関連を認めております。高裁の那覇支部ですが、ですから、これも空港周辺だけの問題ではないと思えますので、この低周波音の影響についても町民に健康被害が出ないかというのの注視が必要ですし、これもしっかり取り組んでいきたいと思えます。

町長は、9月議会でぜひ心配に思ってる町民が多いから住民説明会をという私の質問に対して、防衛省、県の方に来ていただくのは先方も大変だろうという趣旨の答弁をされて、今の枠組みでしっかり頑張りたいという趣旨の答弁をされました。私は日本共産党の議員ですが、毎年8月の末に県内の共産党の議員で上京して、独自に政府交渉を行っております。その場で、防衛省の担当者は要請があれば住民への説明、意見聴取に足を運びたいと明確に回答しております。要請されても説明に行かないなどと言え、それはそれで大ごとになるからということかもしれません、正式な場で要望があれば説明に行きたいと回答しているわけですね。

6月、9月、そして今回12月と町長に同じ質問になりますが、ぜひ防衛省、県に本町に来て町民の意見を聞き、質問に答えてほしいと要請していただきたいと切に思いますが、いかがでしょうか。

○田島健一町長

オスプレイの配備につきましては、先ほど総務課長も答弁いたしましたとおり、町といたしましては町民の生命と財産を最優先として、引き続き国及び関係機関に対しまして情報提供と安全確保の徹底を求めてまいります。また、今後も配備された以上は安全が担保されているかどうかというのも私どもも継続的に監視をし、安全性に関する情報が町民の皆様に正確に伝わるよう、積極的な情報開示を求めてまいりたいと

思います。

6月議会、9月議会での一般質問でもお答えさせていただきましたけども、今後も国や関係機関、特に先ほど言われましたように、県に対して、よその町と違った状況にあるというなら白石町だけでもやらなければいけないと思いますけども、県として全体的なこととなれば白石町に特化するわけじゃなくて、県としてどう対応していただけるのかというのも協議をしながら、とにかく安全性と町民生活への影響を最小限、影響の最小化を求めて、必要であるならばもう地元説明会等々もやっていただけるような、そういった対応もお願いしたいというふうに思っています。

いずれにしても、先行的に白石町だけやってくださいというのはなかなか厳しいかなというふうに思いますので、そこら辺は県とも十分に相談をしながら、一緒にやるのか、白石町は飛行がちょっと多いから白石町だけやりますよということがあるかも分かりませんが、ここら辺は調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

○南里隆司議員

この問題は言うまでもなく、町民の命と財産に直接関わる問題でありますので、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

次の質問に移ります。

今回、提案というか、値上げが決まっているわけですが、水道料金の値上げについてです。

2回にわたって水道料金の大幅な値上げが行われます。2回に分けたというのは、激変緩和措置を取ったと説明されていますが、7市町の平均で30%程度の値上げ、本町はそこまでいかない平均を下回る水準の値上げになります。担当課のほうで今回の値上げについて総括的な説明を用意されていると聞いていますので、まずよろしくをお願いします。

○川崎美津夫生活環境課長

水道料金の値上げ、またその値上げの必要性についての質問だと思います。

まず、水道事業の業務は佐賀西部広域水道企業団が行っており、その事業経営に必要な費用は利用者が支払う水道料金で賄う独立採算制となっております。

水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水型社会による料金収入の減少、物価高騰などによる事業費の増大、施設、管路の老朽化に伴う大量更新時期の到来、また自然災害への対策強化など、複数の課題に直面をしております。水道事業統合後、施設や営業所の統廃合、DXの推進など、経費削減に取り組んではおりますが、経営の健全性を確保していくための財源の確保が喫緊の課題でありました。

また、その一方、水道料金に関しては令和2年の統合から6年目となる現在においても統合前の市町ごとの水道料金で算定をしており、一水道事業同一料金を原則とする水道事業において水道料金の不平等も大きな課題の一つでありました。このような状況の中、住民生活に必要な不可欠なライフラインとして水道事業経営の健全性や安定性を確保し、経営基盤の強化を図るため、適正な水道料金に改定する必要があると判

断をされました。お客様や利用者の皆様には御負担をおかけすることとなりますが、安心・安全な水道水を安定して供給していくため、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○南里隆司議員

水道法の第1条は、この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的にならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としています。時代が変わって、低廉な水がもうそういうものは建前になったということは決してできません。

説明もありましたが、今回の提案理由を見ると、例えば佐賀西部広域水道企業団のお知らせのホームページでは、課長の答弁と重複しますが、水道法では公正妥当な料金、不当な差別的取扱いの禁止が定められており、同一の水道事業において統一料金とすることが求められているとしています。値上げのお知らせなので仕方がないかなとは思いつつ、目的条文の低廉な水の供給ということには触れておられず、これは大変遺憾に思います。私見ですが、加えて言えば、企業団のほうも今回の値上げの水準、最終的な月当たりの金額とかから、なかなか胸を張ってもう低廉な価格とは言えないと自覚していることの、うがった見方ではありますが、現れではないかなとも考えます。

現下の厳しい物価高騰の中、命の水まで値上げかという悲痛な声が聞こえてきます。これでもかと思う商品が値上がりしていることは私がここで繰り返す必要はないと思いますが、町民からは楽しみに読んでいた新聞もやめた、食費も切り詰めている、娯楽などはまともにしていない、水までこんなに上がってしまったら生活していく気力までうせてしまうという悲痛な声が聞かれます。

極端な話をもち出すなど御批判があるかもしれませんが、私が若い頃勤務していた市役所の水道局の同僚は、最後の最後に水道を止めるときの気持ちを、滞納等でどうしてもそういうことになった場合、家の住人の命に関わることをしているようで、作業をする手が震えたと言っていました。今のことは確認しておりませんが、当時は水道を全く止めるわけではなく、蛇口を全開にすれば水滴が落ちる状態にすると教えてもらいましたが、その同僚はコップ一杯たまるのにどれほどの時間がかかるだろうかと暗い顔をしていたのを今でも覚えております。

質問ですが、佐賀西部広域水道企業団においては、結論は理由とかの説明は今ありましたが、どのような議論がされて、本町はどのような主張をしたのかです。本町から議員として出られる町長が議長をされていたのは承知してまして、いろいろ議長をされていたという制約もあったのかなとは思いますが、これについても質問をいたします。

○川崎美津夫生活環境課長

水道料金の改定の仕方ということで御質問ですが、令和6年5月、学識経験者や各

種団体に属する方々で構成されました佐賀西部広域水道企業団水道料金審議会に諮問をし、慎重に御審議をいただき、答申がなされました。その答申を踏まえ、構成市町の担当部課長会や副市町長で構成しております幹事会で協議を行い、施設、管路の老朽化対策や耐震化対策を進め、安心・安全な水道水を次世代に引き継ぐためには料金改定が必要と判断をし、令和7年11月の企業団臨時議会で給水条例の一部を改正する条例が可決されました。

なお、今回のこの水道料金改定について、白石町といたしましては、町長も企業団の局長、次長と打合せをするときは、子育て世帯への配慮を提案をしておりました。

先ほども申しあげました水道料金審議会でも企業団の現状や今後の見通し、老朽化対策などを踏まえての答申でもありますので、その答申は尊重をしなければいけないという考えでございます。

以上です。

○南里隆司議員

私も勉強を始めたところですが、水道事業の経営の主体は市町村とされていても、水道法というのは条例ではなくて法律ですので、第1条の目的に最終的に責任を負うのは私は国だと考えております。

今回の値上げに詳しい方にいろいろと相談したり聞くと、今回の値上げについては様々な国の指導があったのではないかということ指摘しておられました。例えば、資産維持費を水道料金設定の基礎に含めるなどのいろんな国からの指導があったのではないかということですね。

少し話が広がりますが、これはあくまで将来的な論議の中の選択肢の議論の一つですが、国においてはもう飲める水道水の供給をやめて大幅なコストダウンをして、水道料金を維持することも選択肢の一つとして検討されているということを知っています。飲料水については自己責任で購入することになると思います。

私は、これはとんでもないことだと思いますが、実際私たちが当たり前だと思っている飲める水道水というのは、世界では十数箇国、大変少数派だというのは承知していますが、私はこれも私見として横文字の政策とか施策は少し注意して考えを見なければいけないと思っておりますが、国などが推奨しているウォーターPPPというものがあります。私でもウォーターは水だと分かりますが、PPPというのは何かパブリック・プライベート・パートナーシップというらしいですね。これは詳しく説明する時間はありませんが、民営化につながる政策だと考えております。これが推奨されている流れもあります。

私も課長から説明があったように、水道事業に関しては非常に深刻な課題があることは承知、認めておりますが、水道法1条の目的の趣旨からいっても、国民、町民の負担を増やす一辺倒ではなくて、国などが政治の仕事として課題解決のためにお金を出していくことは極めて大事なことでと考えております。苦しい生活をされている町民の方も、もっと政治の責任で値上げはやめてほしいと思っている方も少なくないと思いますね。

さすがに今回の値上げについては時期が悪いというか、何でも上がっている時期で

すから大変だということで、本町独自の負担軽減対策が提案されていますが、説明をお願いします。

○川崎美津夫生活環境課長

新しい水道料金の内容について説明をさせていただきます。
今回の水道料金の改定ですけど、大きく3点申し上げます。
まず1点目が、構成市町の水道料金を統一しております。
次に2点目、広域市町全体で平均改定率が約30%の引上げとなっております。
そして3点目ですが、水道メーターの口径の大きさに応じた料金設定となります。
なお、軽減の対策といたしましては、料金改定による利用者の急激な負担増加を和らげるため、令和8年度から2箇年間は約20%の改定率ということになっております。
また、メーターの口径別料金体系を採用しておりますので、水圧などの問題がなければ、小さい口径のメーターに交換することで値上げの負担を軽減することができます。
このため、町では水道料金改定対策支援事業として、20ミリのメーターを13ミリに変更する場合の工事費を、上限額を設けておりますが、補助を行う予定としております。
以上です。

○南里隆司議員

口径を下げることに對して補助をされることはもちろん評価をして、ぜひやっていきたいと思えます。

最後の質問になりますが、これは難問だと思いますけども、今回激変緩和措置ということで2回に分けて値上げがされますが、この値上げで何年ぐらいさらなる値上げがなくて、ないほうがいいですけど、この先水道料金、再度の値上げも含めて、課長にお聞きするのも非常に酷だと思いますが、どんな考え、見通しを持っておられますか。お願いします。

○川崎美津夫生活環境課長

今回の値上げの後、次の値上げがいつなのかという質問ですが、まず水道料金の改定はこれからも事業主体であります佐賀西部広域水道企業団が決断されることとなります。ただ、先ほどから申してました佐賀西部広域水道企業団の水道料金審議会に諮問しておりまして、その答申書の中には附帯意見の一つとして、料金改定後も継続的な経費削減や適切な資産維持、企業債残高の管理など、健全かつ安定的な事業運営に取り組まれるとともに、給水人口の動向や経営状況、社会経済情勢等を勘案して、おおむね3年から5年ごとの水道料金の検証及び必要に応じた見直しに努められたいとの記載があります。

以上です。

○南里隆司議員

これからどんどん水道料金が上がっていくのではないかと心配はありますね。
既に企業団において条例が成立し、値上げはされますが、一方で次は何を削ったら

よいのかと本当に苦労されて、生活されている少なくない町民がいます。私は、今回値上げに反対の立場で質問をしました。そのことが少しでも励ましのメッセージになればと願っております。

次に移ります。

本町の小・中学校の教員、職員の勤務状況についてというテーマですが、学校に勤務されている教員、事務職員、スタッフなどのそういう勤務状態が全国的に注目を集めて、半ば社会問題化していると考えております。

国、文部科学省の調査では、教員は公立の小・中学校では平日に平均11時間半働き、これは持ち帰り残業、風呂敷残業を含むという数字ですが、休憩は僅か数分で、土日の勤務もあるとしています。これは国の調査ですが、私もこの問題を取り上げるということで、佐賀市や神崎市で複数の教員の方に、教員をもう勤め上げられた方ですが、話す機会がありましたが、勤務した40年ほどの間、しっかりと昼休みを取ったことはないし、しっかりと取ろうという発想もなかったとお聞きしました。健康被害も多く、これも政府の調査ですが、精神性疾患による病休者は2023年に7,000人を超えております。

教員の勤務環境は苛酷だという認識が広まってしまい、深刻な教員不足も起きております。佐賀県では、来年度の小学校の採用試験の倍率が1倍を切りました。これは、報道によると30人ほど採用予定を増やしたという影響もあるかなと思いますけれども、これだけ欲しいということで数、定員を決めて募集をして、その数、受験に見えないというのは本当に深刻だなと思います。

国会の参考人としても意見を述べているこの問題の専門の大学教授は、長時間労働が解消されず、教員給与特別措置法、よくニュースでも給特法、給特法と呼ばれてるものですが、どんなに残業しても給与の1割しか支払われないというルールがあって、そのことを大学生、学生たちはよく知っていると、以前なら子ども時代に先生に憧れて、自分も教員になりたいと思う子がいたのに、今の子どもたちは物すごく忙しくしている先生の姿しか見ていないという陳述をしております。

残業代が給与の1割というこのルールと、この教授がおっしゃっているのは、給特法がこの6月に改正されて、それまで上限が給与の4%だったものが時間をかけて10%に引き上げていくというものですけれども、私の青春時代は視聴率40%超えの3年B組金八先生シリーズが始まって、自分の周りでも教員を目指す人が非常に多かったですね。当時、学校の先生というものは間違いなく憧れの職業の一つだったと私は思っております。

あんまり人気がない、人気がない職業と言っても恐縮ですが、こういう問題が起きたのはいつが転換点になってしまったかなと自分なりに考えますが、私と私のおいとめいも小・中学校の教員をしていて、白石町の学校ではないので聞いていることを話してもいいと思いますが、めいは産休を取る直前まで、遅くまで学校で勤務した後に毎日持ち帰り残業をしていたと言っていました。産休、普通はそれから育休も取ったりしますので、引継ぎとか今持っている授業、区切りをつけるためにそういうことをやってたと言っております。母親の私の妹は大変心配をしておりましたけれどもですね。おいはまだ若いんですが、勤務が長時間で体がもたないということで、好きだ

ったビールをやめたと言っていました。酒をやめたら体は楽になるということですね。

最初の質問ですが、私が今述べた幾つかのデータがあっても、実際に本町の小・中学校の教職員の皆さんがどのように働いているかはなかなか外からでは正直分かりません、はっきり言って。言えないこともあるかとは思いますが、実際どのような現状があって、どのようなことに苦勞をされてて、どのような問題意識を持っておられるかをぜひ教えていただきたいと思います。

○鶴田智樹主任指導主事

失礼します。

まず、本町の教職員の実情についてお話を申し上げたいと思います。

まず、昨年度の実績でございますが、教職員の時間外勤務時間の一月当たりの平均は、小学校が29.2時間、中学校が37.4時間というふうになっております。これは、持ち帰り残業等は含まれていない、純粹に学校に在庁している時間、時間外ということでございます。現在、まだ9月までしか出ておりませんが、今年度もこれと同等の高止まりの傾向でございます。

今年度は、年度当初から小学校、中学校両方とも定数に満たない、いわゆる未配置が複数校で生じております。そうしたことに加えて、年度途中からの病休、休職、これが複数発生をしております、そのカバーの管理職、教頭、校長あるいは教務主任やその他の級外の教員、あるいはなかなか代替の講師の方は見つかりません。フルタイムで特に働いていただける方というのは、もうほぼ毎日当たってはいますけれども、なかなかうんと言ってもらえない状況ですので、そこを非常勤講師で週に何日までならオーケーとか、週に5時間、6時間ぐらいで教科を絞ったら出ていいよというような、引き受けていただける方を何とか探して、それで業務をカバーしている状況ですが、カバーし切れてるかという、非常勤であったり管理職でカバーしてますので、当然そのしわ寄せはどこかに生じているというのが現状でございます。

以上です。

○南里隆司議員

今言われた把握されている時間外労働は、それはそれで責任を持って取っておられる数字ですからそれにどうこう言うつもりはありませんが、これも大きなデータで恐縮ですが、2016年に文部科学省が実施した調査では、時間外労働が複数月にわたって月80時間を超える、よく言われる労災の過労死ライン、それに相当する教員の割合、これはもちろん全国の指標ですが、過労死ラインに達している教員の割合が小学校で33%、中学校で57%としております。これは文部科学省が発表している数字ですので、受け止めたいと思うんですけどですね。

また、さっき言われた基礎定数を増やすという動きは大事だと思う。国が加配定数、これは私も不勉強な面がありますが、数が限定的で学年に特化したような、非常に限定的な、使い勝手が悪いというのは言い過ぎかもしれませんが、また法律上の根拠がありませんので、どうしても非正規になりやすいというようなことも聞いております。

次の質問ですけども、学校現場の今の大変な状況はどのようなことが原因で、どの

ような施策で少しでも改善していくと考えておられますか。

○下平博明教育長

それでは、今日は議員のほうから教職員の働き方改革について御質問をいただきました。

それで、私のほうの考えを含めて、この後の取り組んでいる内容についても説明をいたしたいと思います。

まず、教職員の働き方改革については、大きく2つの目的があると考えてます。

1つは、先ほど議員からも御指摘ありました単なる業務削減や教職員の負担軽減にとどまることだけではなくて、教職員が児童・生徒と教育に関する力を注げる数時間を確保するためどうするかという目的であることと、そのことが学校の教育力を高める基盤づくりになると考えてます。

2つ目が、先ほどより出てます教職を目指す人材が非常に減少していると、そのことで教員採用試験の倍率の低下であったり、教員不足が続くという状況がってます。その意味では、ぜひ魅力ある職場あるいは選ばれる職場としてそういう学校づくりをしなきゃならないと、そのことを改めて実感をしているところです。そういう意味では、働き方改革は学校が抱える喫緊の課題であるということは肝に銘じなきゃならないと思うところです。

それで、町内の各学校におきましても校務や行事等の効率化、精選化を図っているところでありますが、今後も学校教育目標の実現に真に何が重要かということをも改めて問いながら、さらなる見直しを図ることが大事ということ、それと今現在は新たな取り組みとしましては、校務や授業のDX化を推進しております。できるだけペーパーレス化であったりデータを共有し合う、そうふうなのであったり、調査要綱をデータで集めるとか、そのような取り組みも実際行っているところでした。そのようなこともより紹介もしたりしながら、学校の支援を進めていきたいと考えます。

それで、さらに今白石町内で既に取り組んでることなんですが、チーム担任制、従来の小学校の学級担任だけではなくて、クラスのほうに複数の職員が配置をする。それで担任の業務であったり、教科指導を分散させると、そのようなチーム担任制の取り組みを行ったり、中学校におきましては、この議会でも議題となっております中学の部活動地域展開、この2つのことにつきましては教職員の働き方改革に大きく寄与するのではないかと、そのことも重点的な施策としてこの後も取り組んでいきたいと考えております。

学校の先生方が児童・生徒とじっくりと向き合う時間あるいは保護者との密接に連携するための時間を確保すること、そのことが先生方が教員としての本来業務に集中できるよう、そういう余白を生み出していきたいと考えております。また、そういう環境づくりができたときこそ、憧れの職業あるいはやってみたい職業、そのように教員という職業の魅力アップにつながるのかなと思うところです。

幸い、各学校を回るときに、中には白石町内の先生方、本当にすばらしい魅力たっぷりの先生がいらっしゃいます。こういう接する子どもたちは幸せかなと思うこと、ぜひそういう先生方が疲弊しないように、この後も子どもたちに夢をもたらすことが

できるような、そういう先生方の教育指導環境、労働環境等は白石町といたしましても確保するように全力を尽くしたいと思うところです。

以上です。

○南里隆司議員

教育長自身も教員を務め上げられた方と聞いておりますので、非常に重みのある発言だと思います。

そもそも、私はこれも全国的なことになりますが、日本は国際的に見ても教員の数が少ないという事実があります。国の調査でも、児童・生徒1,000人当たりの教員数は、日本は1,000人当たり教員、先生が82人ですが、欧米の多くの国は100人から140人の教員がおられます。それから、これもこれからの課題と思いますが、残念なことに私が言うのも非常に不遜に感じますが、現状として特別なケアが必要な子どもさんが増えていますね、今はですね。スクールカウンセラーとか、そういう非常に専門的な職員の配置が欧米とかに比べて非常に遅れてるという現状もあります。

私は、中学校の歴史の授業で大砲よりバターをとという言葉聞いたことがありますね。これは、第2次世界大戦前夜のドイツで、ナチスヒトラー政権の下でどんどん加速される軍備増強に対する抵抗のスローガンだったと先生も教えてくれましたし、私もそう理解をしております。国民の教育・福祉、生活向上の予算と軍事力を強化する防衛予算は、一方を増やせば片方を減らさなければならないというジレンマが存在することから来た言葉だと私は思っていますが、国の施策の問題になりますが、30年前の1995年度の文教科学予算は6.8兆円ありました。30年前ですね、国の予算。防衛予算は、そのとき4.7兆円でした。大分文教科学予算のほうが多かったわけですね。これが3年前の2022年度に逆転して、2025年度は文教科学予算は5.5兆円、防衛予算は8.7兆円になっております。文教科学予算は1.3兆円減り、防衛予算は4兆円増えているということですね。

兆の単位のお金になるとイメージが湧かないので、少しでもイメージを持ちたいと思って少し計算してみました。今はもう100万円では軽自動車は買えませんけれども、仮に100万円の軽自動車を毎日1台ずつ買うとすると、1兆円使うには約2700年かかります。今が西暦2025年ですから、大変なもんです。そう考えると、文教科学予算がここ30年間で1兆3,000億円も減ったというのは、これは大変なことじゃないかと私は思います。

何事もまず財源ですから、様々なところにひずみが出てくるのは当然だろうと思うし、学校現場が抱えている深刻な根本的な原因の一つになっていると考えます。

私は、今は予算を確保して教員にも残業代制度を導入する、授業の量に見合っただ教員の基礎定数を増やすということが不可欠だと考えております。ただ、本当にこの問題を取り上げて考える中で、もうどんどん進行する少子化というのは大変なことだと、また痛感しました。悩ましい面もあるんですね。今は、私はもうその2つのことをやらんといかんと思いますが、このままどんどん少子化が進行すると、せっかく採用した先生、教員が将来的には余ってしまうかもしれないということで、非正規の方に頼らざるを得ないという悩ましい面もあるんじゃないかなと思います。

この問題は、結局県から配置された教員さんも苦勞してされているわけですから、町の努力だけで改善できるものじゃありませんので、私も状況をよく学んで、皆さん学校現場の方と協力して、少しでも本町の小・中学校の教育現場がよくなるように頑張っていきたいと思います。

最後の質問になります。

高齢者の補聴器購入への補助について質問いたします。

聴力の低下と認知症の発症については一定の因果関係があるという指摘があります。国も認めるような決定的なものではありませんけれども、権威のある医療関係者、専門家が、補聴器によって聴力を維持することは認知症予防に効果があると指摘しています。

今年11月10日時点で補聴器購入に対して補助を実施している自治体は、民間団体の調査ですが、東京都と518市区町村に広がっております。先進的に始めていったのは東京都で、制度が広まっていた記録を見ると、大都会の要求運動が盛んな様子やそれに応えることができる東京都の突出した財政力を感じたりもします。

佐賀県でも今年4月から基山町が補助を始めております。身体障害者手帳の対象にならない方に対して、片耳5万円、両耳7万5,000円を上限として購入費用を補助するというものです。

全国市長会は、毎年この補聴器購入に対する補助制度を創設することを求めております。振り返ってこの問題の発端を見ると、2019年に国会で当時の麻生太郎財務大臣が制度を求める質問への答弁の中で、麻生財務大臣自身も補聴器を使用しているということをして話して、高価なのは承知している、厚生労働省から要求があれば考えなければならないと答弁したことです。財務大臣がここまで前向きな答弁をしましたから、ここから補助金制度を求める動きが一気に広がりました。

先駆けて実施した基山町は、人口が本町とあまり変わらないので、参考になると考えます。基山町の場合は40歳以上が対象ですが、補助をすることになる町民の方を20人弱と想定していて、計上した予算は約100万円です。決して安い金額ではありませんが、先ほど100万円の軽自動車という話もしましたが、補助制度をつくる趣旨から見れば、全く検討できない金額でもないとは思います。

基山町は40歳以上ですが、本町はまず介護保険の第1号被保険者になる65歳以上の町民の方を対象に、補聴器を購入する際に申請をすれば一定の額を補助する制度をぜひ作る必要があると考えております。いかがでしょうか。

○小野 勉長寿社会課長

私のほうから、補聴器の補助についてということで答弁をさせていただきます。

現行制度としましては、障害者総合支援制度の中で手帳を持たれてる方とかが対象になっております。そのほかにも、難聴児、子どもさんに対する県や町からの補助というのも行っております。

高齢者、介護保険のように65歳以上を対象者どうかということで御質問をいただいておりますが、その点につきましては、確かにおっしゃるとおり、難聴は社会的な交流の減少やそれによる脳への刺激が不足してQOL、生活の質や認知機能の低下に影

響を与えられていると言われております。しかしながら、国における明確な研究結果が出ていない、そういうためか、先ほど東京都をおっしゃいましたけども、東京都とか一部の県で広がりがありますけども、全国的には限定的のようです。

その内容を見ますと、年齢要件、聴力の要件、助成要件、それぞれ自治体で独自に設けられております。佐賀県、先ほどおっしゃいましたけども、基山町で40歳以上を対象に今年度から制度が設けられています。ほかの町では今のところ、まだその助成制度というのはあっていないようです。

確かに、個人にとって難聴は非常に大きな問題であるということは認識をしております。しかしながら、本町における助成制度の創設につきましては、先ほどの国の研究結果、基準となる聴力のレベル、他自治体の動向、財政の問題など、こういったところを踏まえて判断していきたいと考えております。また、国から難聴と認知症、その関連性の研究結果やエビデンス、根拠、そういったことが示されれば、各自治体と全国的に同じ問題を抱えるということになるわけですから、国に対し統一した制度を求めていくことが必要と考えております。

以上です。

○南里隆司議員

時間があと2分あるからではありませんが、町長のこの問題に対する今時点でのお気持ちをお聞きします。

○田島健一町長

難聴というのは、御本人さんにとっては大きな問題と認識をいたしております。先ほど課長が答弁したとおりでございますけれども、難聴と認知症との関連性の研究結果やエビデンスが示されていないのと、補助が必要かどうかを判断する材料としては不足してるんじゃないかなというふうに思います。国や県、他市町の状況を確認して判断していきたいというふうに考えております。

先ほど基山町の話もございましたので、もう実施してるところがあるということであるなら、そこら辺もしっかりと勉強していきたいというふうに思います。また、エビデンスが示された場合は、国としての制度創設を求めることが必要ではないかというふうにも考えておりますので、そういう動きもさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○南里隆司議員

この問題は、私は本当に必要な補助制度だと考えておりますので、引き続き実現のため奮闘していきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○吉岡英允副議長

これで南里隆司議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。
明日も一般質問です。
本日はこれにて散会します。

15時29分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月9日

白石町議会議長 内野 さよ子

白石町議会副議長 吉岡 英 允

署名議員 草場 祥 則

署名議員 片 淵 栄二郎

事務局 長 中 原 賢 一